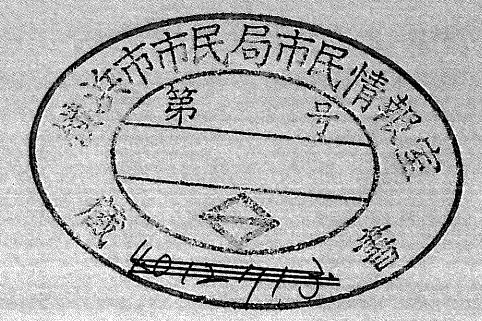


W

市街化前線における農家の土地感

昭和51年3月



都市農業問題研究会

は し が き

この報告は、横浜市緑政局の協力をえて、横浜市戸塚区田谷地区（旧大字田谷）を対象とした実態調査の結果をとりまとめたものである。

今回の調査は、序章、第1章で述べるような問題意識にたつて、調査地区の農家の考え方の実態を明らかにしようという意図をもって計画したが、このような設問は文字通り新しい発想であつて、調査技術的には一つの試行の域をでない調査であり、実証研究としても今回の調査だけではたんなる事例調査に終わったともいえる。けれども、報告者のかねてからもっていたいくつかの作業仮説を少しでも実証できたと考えている。そしてこの種の実態把握がこれからの都市農業計画にとって有効な情報となることが一層明らかになったと思っている。

調査にさいしては、横浜市役所の関係の各位と田谷地区の農家の方々には、理解ある御協力をえた厚く謝意を述べたい。

昭和51年3月20日

都市農業問題研究会

渡 辺 兵 力

目 次

は し が き	
序 章 調査の課題	3
1. 都市農業の条件	
2. 調査の方法	
第1章 農家の土地感	9
I-1 人と土地との関係	
I-2 「土地感」について	
I-3 農家と村落	
I-4 農家の「土地感」	
I-5 「ムラ人」と「ムラの家」	
第2章 調査地の概況	17
II-1 村落の規模	
II-2 地区の推移	
II-3 田谷の「家・人」	
第3章 調査農家の概況	23
III-1 標本農家	
III-2 家長と経営主	
III-3 地目・面積	
第4章 土地感とムラ意識	31
IV-1 調査農家の土地感	
IV-2 土地感と土地観	
IV-3 土地保有感と村落	
第5章 意向調査結果	35
V-1 設問の答の分布	
V-2 家・土地	
終 章 農業・農家の存続	41
1. 報告の要約	
2. ムラの存続	
付 図 横浜市戸塚区田谷町域図	
付 I 表 農家概況	
付 II 表 意向調査対象農家の耕地所有状況	
付 III 表 意向調査結果	
付 IV 表 意向調査表	

序 章 調査の課題

1. 都市農業の条件

計画的都市農業(1) を行政手法によって押しすすめていこうという場合、農業の担い手である農家の考えていること(思考)と経済活動の仕方(行動)との実態を整理された情報として、行政当局が知っている必要がある。もちろん、農家の「思考と行動」の全てを知ることは困難であるし、またその必要はない。ただ、都市農業が意図的につくりだされていくための必要諸条件と、それが存続していくための充分諸条件とが何んであるかが明らかにされることが望ましい。

考えられるいくつかの条件のなかで、つぎの5点はおそらく不可欠な条件と思われる。すなわち、

- (1) 都市農業地域の規模
- (2) 地域内農業の経営発展の可能性
- (3) 都市農業の担い手である都市農家の「生活」目標の把握
- (4) 都市農家と土地との関係
- (5) 都市農家の環境のあり方

の5点である。ここでは5項目としてかかげたが、これらは相互に関連をもつ問題であって、必ずしも別々に検討できる問題ではない。また、計画的都市農業の役割ないし存在意義は、域内農家の「私」の立場からだけで評価すべきものではなく、広く都市行政側あるいは一般の都市住民の側からもその評価を検討すべき問題である。

(1) 都市農業地域の規模

市街化過程に実現する経過的都市農業についてはとくに規模について問題にする必要はないであろう。しかし、計画的都市農業ということになると規模問題を軽視できない。農業の規模といってもいろいろの視点からの規模問題があるが、ここでは個別経営規模は当面の課題ではない。その営む農業経営形態の如何と無縁というわけではないが、計画的都市農業の場合はやはり一つの生産地域としての規模およびある地域で行われる農業に参画する農家の戸数規模が問題になる。

地方行政において、計画的都市農業が問題になるのは、(i)市民たる農業継続を指向する農家の私的経済活動を行政的にバック・アップすることの必要と、(ii)いわゆる緑地空間(オープン・スペース)を都市計画の一環としてつくりだすという、都市側の必要性との二つからであろう。この二つの行政需要を如何にして調和させるかというところに「規模」すなわち最適規模の問題が生れる。とはいえ、この種の最適規模を客観的にみつけだすことはいまのところむずかしい。考えられることは小規模化の下限をどうするかという点をきめることぐらいである。

(i)の要請と(ii)の必要とは「規模」の問題としては本来矛盾した方向性をもっている。私経済的要請からすると、市街化前線地域で、なお農業生産活動を発展的につづけたいという農家は少数・点的であろう。したがって、規模問題は個別的経済規模としては重要な問題であっても、地域あるいは経営集団としてはあまり問題にならない。ところが、都市計画サイドからの緑地空間の維持ないし形成という立場からすると、それがあまり小さいものでは、スプロール化の促進になってしまって、緑地空間の本来の機能は低下してしまう。この点の正確な計量はむずかしいが、あまり小さくは常識的にも非効率的な行政・事業になってしまう。とはいえ、その下限を何ヘクタール以上といった数量基準で示すことは容易にできない。

結局、計画的都市農業を創設あるいは育成する場合、分散・点在したかたちは否定されて、どうしても一つの団地すなわちまとまった地理的空間でなければ、期待される緑地機能という点からいって適当でないことになる。緑地空間の設定の場合、その空間規模の適不適よりも、その空間の保全の問題の方がより重要であろう。すなわち、ある地域を保全できる規模はどういう条件のところか、といった視点からの検討がなされてもよいのではないか。緑地空間としての機能を期待される一定の地域を誰が責任をもって保全するかの問題である。地域保全の責任の一切を行政が負うというのであれば問題は比較的簡単であるが、施設緑地(公園等)の場合はそれが可能であっても、生産緑地の場合は土地利用形態の性質上行政が担当することには限界があり、土地を生産的に利用する主体(農地、林地、水路等の所有・管理・利用者)が保全責任をもたざるをえないであろう。そういう場合、個々の農家あるいは地主で保全するか、一つの村落で保全するかという二つのケースが考えられる。一般的には、昔から地域保全機能をもっていた個々の村落(2)に保全の責任を担当させる方式が自然ではないかと思われる。この考え方を認めるならば、計画的都市農業の単位的な地域を個々の村落域(ムラの領域)とするのが一つの妥当なきき方といえないか。もちろん、二つ以上の村落域に計画地域がまたがってもよいが、地域保全を各々の村落域毎に分担するシステムをつくる必要があるというわけである。横浜市がこれまで設定してきた農専地区(第1表)の実情は、いずれもかなりの広さ(10ha以上)のところばかりであって、地域規模の点ではあまり問題がない。

(2) 経営発展の可能性

市街化前線あるいは市街化地区内という条件のところでは、ごく少数の専業経営と多数の兼業経営という農業経営構成であるのが実情である。この場合に、個々の農業経営の発展ということが原則として困難である。しかし、その可能性が乏しくは計画的都市農業を地域として存続させることができない。したがって、計画にさいしてはこの点をあらかじめ十分に検討しておく必要はない。この点は地域事情と個別農業経営事情によってかなりちがう問題があるから一概

農業専用地区別概況表

(50.12.31現在 横浜市調)

地区名	指定年月日	関係農家数 戸	地区面積			農振用地			関係地域			備考		
			田	畑	山林その他	計	指定	田	畑	区域				
										山林他	計			
神奈川県 神奈川区 菅田、羽沢	47. 3. 31	151	0.9	4.38	21.3	66.0	○	-	23.7	ha	23.7	ha	23.7	
戸塚区 東俣野	47. 3. 31 (変更48.11.2)	83	13.9	28.9	22.6	65.4	○	13.6	26.8	0.5	40.9			
保土ヶ谷区 西谷	47. 11. 25	15	0.0 (0.03)	1.16	1.31	2.47	○	-	6.0	-	6.0			
磯子区 水取沢	48. 3. 22	24	0.4	5.4	15.1	20.9	○	0.4	5.4	-	5.8			
○戸塚区 田谷長尾台	48. 10. 30	75	13.5	7.5	14.1	35.1	○	12.6	7.3	-	19.9			
港南区 野薙	50. 12. 27	42	5.7	11.2	26.5	43.4	○	2.5	9.0	1.5	13.0			
池 辺	44.	188	3.8	26.7	29.5	60.0	○	3.8	26.7	9.4	39.9			
東 方	44.	196	2.9	28.6	28.5	60.0	○	2.9	28.6	11.4	42.9			
折 本	44.	120	3.4	24.1	15.5	43.0	○	3.4	24.1	10.1	37.6			
大 熊	44.	65	0.9	12.8	6.3	20.0	○	0.9	12.8	2.1	15.8			
新羽 大熊	44.	71	-	16.5	6.5	23.0	○	-	16.5	-	16.5			
牛 久 保	44.	21	-	4.9	1.91	2.40								
計		1,051	45.4 (45.43)	22.20	218.1	485.5		40.1	186.9	35.0	262.0			

第1表

にはいえないが、つぎのような原則的な方向が指摘でき、この点を具体的な諸事情にそくして検討する必要がある。

(1)兼業農家については、現状における経営農地(多くの場合水田耕地)の土地利用が、それぞれの農家で持続的につづけられるような条件の検討と条件形成への努力をすること。

(2)少数の専業維持指向農家については合理的に経営集約化が実現できるような条件、経営類型の検討とそれが実現への行政的誘導の努力を払うこと。

農専地区第1号である新羽・大熊地区などはこの点で成功しつつある事例と評価できようが、今回の調査地区である田谷地区の実情では、今後この点の検討が必要であろう。

(3) 都市農家の「生活」目標

都市農業の担い手を都市農家と呼ぶことにするが、市街化前線という環境にある既存の農家はその「生活」(3)目標あるいは経済(私経済)方針が流動的であり、多様化の方向に変化しつつある。したがって、計画的都市農業の検討では、その関係農家をたんに「農家」として均一的にとらえるのではなく、あるいは専業別といった一律的なとらえ方でなく、それぞれの農家の行き方、生きがい、世代レベルの方針といった点の実態をあきらかにする必要がある。もちろん、各農家の経済目標や生き方は、短期・長期的な考え方でちがうであろうし、環境の変化に対しても可変的であって、容易に実態がとらえにくい対象であろう。とはいえ、都市農家が存続してはじめて都市農業が維持される。また、都市農家は都市農業地域の地主である。したがって、この主体が何を考え、何を望んでいるか(土地を持つ意味)という実態は是非とも行政側が知っておくべき情報であろう。

(4) 都市農家と土地との関係

これが今回の調査研究の課題である(第1章参照)。この場合の土地とは、横浜市の場合、調整区域、農振地域、農専地区といったいくつかの地域計画区域が重複しているので、これら各種の地区指定の域内の土地を対象として検討すべきであろう。

これまでの土地関連行政は、行政対象となる「土地」(4)を第三者の立場から客観的に観察していたと思われる。いいかえると、「土地」(ある地域内の土地)を客体としてとらえ、その諸属性(事例、地形、水利、広さ、土壌、利用現況等々)についての情報をえれば、対象地域の土地の実態が判った、と考えていたといえよう。しかし、「土地」は必ず何かの所有地であり、誰かがそれを利用している。すなわち「土地」は「人」・主体とある関係をもっている。「人々」とかかわり合いを全くもっていない土地は、通常行政も問題にしないでよい土地といえよう。したがって、ある「土地」の実態とは、それぞれの「土地」の属性の実態だけでなく、その「土地」とかかわり合いをもった「人々」(主体)との関係の実態を含んだものでなければならぬはずで

ある。ところが、これまでのところは、この関係の実態についてはほとんど関心が払われなかった。(後出)

ここにいう「人と土地」との関係には二つの問題分野がある。

(i) 人(主体)が土地(客体)に具体的にどのように働きかけているか、という問題。この側面の基本的関係は、所有、加工、保全、利用、および保有の五つである。(5)

(ii) 人が上述の働きかけをするにあたり、主観的に土地についてどのような考え方、評価をもっているのかという問題。このような「想い」を総称して「土地感」(第1章)と呼ぶ。

(i)と(ii)を明らかにすることができれば、問題とする地域の「人と土地」との関係の実態をとらえたことになる。今回の調査はこの点の実態調査の試みである。

(5) 都市農家の環境のあり方

計画的都市農業を維持・育成していくには、その都市農業の担い手である都市農家がそこで安定した「生活」をおくることができるよう環境を形成していかなければならない。都市農家は一般農村地域の農家とはちがった環境にあって「生活」しているので、一般農村の生活環境整備の考え方をそのまま適用するわけにはいかないであろう。といって、反対に一般の都市生活者の環境と同じでよいともいえない。それがどういふもの(物的・施設的环境と人的・組織的環境一例・自治会一の両面について)かについては今後の研究が必要と思われる。

計画的都市農業の育成、存続のための条件は以上の5条件だけというのではない。都市側にもいくつかの重要な条件が考えられるので、それが満たされる必要があるが、この報告では、農業と農家の側からの問題提起に限定した。

2. 調査の方法

(1) 問題意識

市街化が進展している地域において計画的都市農業を育成・維持していくには、どのような条件あるいは環境を形成していかなければならないかという総合的、多面的な課題のなかで、地域の既存農家が、自家あるいは村落の「土地」に対してもっている「土地感」の実態を調査して、明らかにする必要がある。

(2) 調査期間、51年1月～2月

(3) 調査地、横浜市戸塚区田谷町

(4) 調査法

(i) 既存資料の収集・整理

(ii) 役付の人々を対象とした聴取概況調査

(iii) 標本農家の個別訪問調査(12戸)

(iv) 全農家についてのアンケート調査

(i)~(iv)の調査にさいしては横浜市緑政局緑政課の方々に協力していただいた。

5. 調査事項

1) 調査地区の概況

2) 訪問聴取調査(標本12戸)

i) 農家台帳資料(家族表, 土地総括表, 土地筆別表)

ii) 聴取調査表(「家」について, 家屋数について, 「土地感」分類, 土地保有感について, 市街化の評価, 今後の方針, その他)

3) 意向調査(配布57戸, 回収52戸)

i) 家号, 宅地, 母屋について

ii) 家産的土地について

iii) 所有・経営する地目別土地面積

iv) 「家」の職業

v) 市街化への評価

等々。

(注1) 都市農業の概念については, 都市農業問題研究会中間報告 №1・1968・7「都市農業問題に関する研究」参照。

(注2) 拙稿, 「農村の地域単位・村落」(『農業総合研究』第24巻1号参照)。

(注3) ここに「生活」という用語は人の生きる行動一切を含む意味をあらわしている。すなわち生産・所得活動と消費・家計活動まで含む諸行動の総称である。

(注4) 「土地」とは土地と水を含む総括的内容の用語である。土地を利用するには必ず水が必要であるから, それを「土地」という。

(注5) 拙稿, 「土地問題諸相」(『農業総合研究』, 第29巻第4号, 参照)。

第1章 農家の土地感

I-1 人と土地との関係

「土地」は農業問題を検討する場合にはさけて通ることのできない重要な要因である。ところが, これまでの普通の問題の仕方は, 「土地」を主体である人間(農民, 住民)とは切りはなして, これを客体としてとらえてきていた。事例的にいうと, ある土地(以前は地所といっていた)を問題にする場合, その土地の諸属性(位置, 大きさ, 土壌状態, 水利, 形状, 地力, 価格等々)の実態をまず問題にした。同様にある地域の「人」についても人口, 性別, 就業別, 続柄別といった属性を介して「人」をとらえるという考え方が支配的であった。「人と土地」との関係の実態ということについてはあまり関心が払われてきていなかったといえよう(前出)。

しかしながら, 土地を「持つ, 使う」ということは, 人が土地に働きかけて, そこに「人と土地」の種々の関係ができることに外ならない。であるから, 「土地」の実態をとらえるには, (1)その土地にかかわり合いのある「人」の実態, (2)働きかけの対象となる客体的土地の実態, さらに(3)「人と土地」の関係の実態の三つの情報を明らかにしなければならない。

ある調査対象地域の調査にさいし, その地域に居住する戸数・人口等を調べるのは(1)の情報であり, 地目別面積や水利条件, 平均反収, 地価などを調査するのは(2)の情報の収集を行っていることである。それでは(3)はどういうことを調査することになるのか。

「人と土地」の関係と抽象的にいっていることは, 具体的には何か。ここでは, 人と土地との基本関係はつぎの五つであると考えている。

- (A) 所有関係: 一般に土地を持つことを土地所有といっている。人は所有するという働きかけで, まず土地と関係をもつ。問題は, 土地の(i)の持ち方と(ii)持っていることの意味が何かということである。今日の法制々度のもとでの「所有」の概念は明確であるが, 社会での現実的な「持ち方」は, 必ずしも「所有」という今日の用語でいいあらわされるものだけではなからう。
- (B) 加工関係: 天然の土地=裸地では直接的土地利用の対象にならない。ほとんどの場合, 土地を利用するためには何らかの土地加工が必要であろう。一般に, 土地加工という関係を介して, 土地は資源化される。
- (C) 保全関係: 「土地」の資源としての状態は各種の維持・管理すなわち土地保全によって存続する。加工された「土地」が保全されてはじめて利用しうる土地になる。保全を怠れば土地の資源的価値は低下する。
- (D) 利用関係: 利用という関係が「人と土地」の恒常的關係である。「人」は「土地」のうえで, 「生活」していることができるのであって, 「土地」を離れては原則として生きていけない。そ

れ故に利用関係は恒常的であり、永遠である。土地問題の中心は利用問題である。しかし、土地利用問題を、利用形態の側面からだけしか見ず、利用主体の「思考と行動」の側面から土地利用を検討することが、これまでの問題意識では欠落していたといつてよい。また、完全なそして持続的な土地利用のためには加工、保全の問題を軽視してはならない。

(E) 保有関係：ここにいう「保有」という言葉はあるものの「持ち方」の一形態をいいあらわしている。すなわち「自分のそばに長く、持ちつずける」という持ち方を所有と区別して保有という。そこで、保有の対象が土地であるとき、保有するには「持ちかつ使う」すなわち「所有と利用」（加工、保全を含む）の関係が同時併存していなければならない。また、「長く」ということの時間的限定を一般的に規定するわけにはいかないが、土地保有というときは、先祖伝来、あるいは代々といったかなり長い期間を「持ちつずけている」状態を指している。

以上、(A)~(E)の五つの関係を「人と土地」のかかわり合いの基本的なものとする。

I-2 「土地感」について

「人と土地」との間に具体的な関係が生れるためには、人が土地へ何らかの働きかけをすることが必要である（人→土地）、働きかけがあれば、土地はその人へ何らかの反応を示す。すなわち土地は反作用（人←土地）を与える。こうした「人と土地」との間の作用・反作用関係が生れるには、「人」の主體的な「土地」に対する考え方、また土地と結ぶ関係についての評価がなければならない。たとえば、一片の土地を「持つ」ときに、「土地を持つこと」に何等かの意味がなければならない。その意味づけは、その「人」のその「土地」に対する諸々の「想い」の如何によつてちがうであろう。このような「人」のいだている「土地」についての広い意味での評価を総称して、これを「土地感」と呼ぶ。端的にいえば「人」が「土地」をどう考えているか、あるいはどう思っているか、というのが「土地感」である。

そうだとすれば「土地感」には、個々人の私的土地感と、社会・集団がもっている社会的なすなわち公的土地観とがあると考えられる。たとえば、A農家は、北の方に(i)20アールの畑、(ii)南に50アールの水田を持っている。さらに宅地の近くに(iii)30アールの田圃があるとする。この場合に、農家Aが(i)~(iii)=100アールの田畑について全く同じ内容の土地感をもつこともありうるが、多くの場合は、一筆一筆の田畑についての土地感の内容がちがうと考えられる。このように、土地感の内容は多様であるのが普通の状態であろう。

前述のように、ここでは私的土地感と公的土地観とを一応区別してとらえようとしているが、農村社会の場合は両者が合致しているというのが「土地感」の原則的あり方であつたと思われる。それが近年になって、とくに経済の成長に伴うところのいわゆる市街化前線の地域では、私的・公的土地感の分化、不一致、遊離といった現象が急速に進展してきている。いずれにせよ、今日の農村

における「農家の土地感」の内容は多様化しつつある。であるとすれば、地域計画のさいに、土地利用主体の人たちの多様な「土地感」の実態を知る必要があろう。

「土地感（観）」の中味はたしかに多様であろうが、これを整理要約すると、つぎの四つのパターンに区分できよう。

- 土地
- (1) 家産的土地 保有する土地
 - (2) 手段的土地 } 所有する土地
 - (3) 財産的土地 { (3)-1 資産的土地 } 所有する土地
 - (3)-2 商品的土地

一般的な私的土地感はおそらくあらゆる人々が、それが潜在的（無意識）か顕在的（有意識）かを問わず、何らかのかたちで常に持っているであろう。すなわち土地が人々の生活の「場」であるとすれば、当然のこととして人々はそれぞれの「土地感」をもっているはずである。

ここにいう(1)「家産」とは、常識的用語としての家産という意味である。文字通り「家」の財産というわけだが、農家の家産ということになると、土地が最も重要な家産である。家屋敷地や田畑山林までも家産的土地と理解している者もあるし、宅地や墓地だけを家産と考えている人もあろう。家産とは昔の言葉では身上というのに当る。「身上をつぶす」とは、農家の場合は「かまどをかえした」ことである。したがって、農家が農家として存続するかぎり、「家産」は守っていかねばならない。それ故に、(1)家産的土地は動かない土地といつてよいであろう。家産的土地を代表するところの農家の「宅地」は、その農家が成立してからはあまり増減しないのが原則である。もちろん宅地を移すことはありうるが、その宅地はその農家の家柄にふさわしい条件をもっているのが、農村社会では常識とされている。

かくして、家産的土地すなわち「家」の家産であるという土地感をもって見られている土地は、農家がめったなことでは手放さない土地である。別の側面からいって、各々の農家の個人的・私的な都合で動かすことができないような一種の「約束ごと」にしばられている土地（これをムラの規制と呼んでもよいであろう。あるいは地域連帯感ともいえる）が各「家」の家産的土地である。したがって、土地利用の転換を伴うことの多い地域（開発）計画にとって、あらかじめ農家の家産的土地の所在が判れば、かなり現実的なマスター・プランを描くことができよう。反対に、この種の情報が零で、マスター・プランをつくると、それを実施する段階で非常に困難な問題（地権者の反対、非協力）が発生するおそれがある。

(2)「手段的」とは農業経営手段（経営構成要素）という意味である。土地を農業生産資源とみる経営経済学の問題意識で考えるときは、農家の関係する土地の全てを(2)手段的土地と見なすが、農家の主體的立場すなわち土地感としては、一切の土地を手段的土地とは考えていないのが実情ではないか、という考え方である。農家の土地感の歴史的変化をモデル化して想定すると、つぎのよう

にいえると思う。

昔は農家の土地の大半が家産的土地であった。その後、農業生産が資本主義経済体制に編入されるにつれて、農家は直接生産的に利用する土地を手段的土地として見るようになってきた。所有地耕作地の拡大を実現した農家は家産的に手段的土地を加えていくという土地感をもったのではない。さらに農業にとっての外部経済がいわゆる独占資本主義段階になると、土地の商品化が都市的土地利用の対象となる土地について実現しはじめるが、都市化の急激な進展によって、市街化前線における農林地も商品として扱われるようになる。(3)-2商品土地とはこの種の土地を指している。結局、近年における農家の土地感の推移を類型化して述べると、(1)→(3)の方向へ移っていくのが主流であるといえよう。ここでの問題はこのような土地感の近代的分化を放置しておいてよいかどうかという問題、また農家の家産的土地感の後退がどのようにになっていくかという点の評価と見通しの如何である。

現在の段階では、農家の土地感はずいぶん二つのパターンの混在した構造をもっていると考えられる。その一つは家産的土地で代表される。資本主義経済圏外にある土地である。その二は、商品的土地で象徴される市場メカニズムの働いている土地である。手段的土地、資産的土地も広い意味では資本主義セクターに編入された土地であるから、結局は、(1)家産的土地感と(2)・(3)経済財的土地感の混在がみられる。市街化前線地域では(3)の財産的土地感の占める割合が次第に大きくなってきている。手段的土地感の後退は農業生産の後退につながるが、家産的土地が存在するさきり農業とくに稲作農業は消滅しないと判断される。

I-3 農家と村落

いまさら「農家とは何か」と問うことはないが、実のところ日本の農家についての概念規定が学問的にはっきりしているかといえば、それははっきりしていないといわねばならない。常識的に考えて、農家は一般の世帯と同じ(1)家族・家計経済の単位であり、他方、生産・所得経済の単位でもある。この私経済・家族単位(以前はこれを所帯と通称していた)のうち、「農家」の農に着目して、「農業も営む」条件を拠って農家を定義してきたのである。農林省の統計調査対象としての「農家」の定義がこれである。

以上の理解の仕方が常識的なものであって、少なくとも、これまではこのような農家概念でたいした支障はなかったといってもよい。ところが、近年の社会・経済の激変過程においては、各方面にいままで日本の社会が経験しなかった変化と問題が出現した。農村については、農家の非農家化と呼んでよい現象もみられるようになった。また農業生産問題の立場からすると、農業生産単位としての農家数が円滑に減少していくことが生産規模の拡大にとって望ましい条件である。といった考え方もでてきた。ところが、現実の変化あるいは動向は、農業就業者が激減していくのに農家は

容易に減少しない。という動き方をしている。何故にこのようなことになるのか、を問うとき、従来のような農家の概念規定だけによっていたのでは問題を解明しがたいように思える。

今回の調査の問題意識では、表題・「農家の土地感」というときの「農家」を従来のとらえ方と全くちがった発想によって農家概念も規定し、それによって「土地感」の実態をとらえようとしている。それでは、農家をどうとらえるのか。

(A) 「農家とは、お互いに一定の土地を保有している事実によって生れたある社会関係で結ばれている家々である」

規定(A)が農家の定義である。ここで、「ある社会関係」といっているものが一つの集団としてまとまると、それを村落(=ムラ)と呼ぶ。そこで、村落の方を規定すると、

(B) 「村落とは、土地の保有をその成員の要件とするルールが、集団秩序の根底にある地縁的・基礎集団である」

ということになる。いかえると、村落社会とは規定(A)による農家を構成員とする社会・集団であると規定する。またその場合農家とは(B)村落的社会関係で結ばれている「家々」であるということになり、「農家と村落」とを表裏のないし、相互規定的にとらえようという考え方にたった概念規定である。すなわち、農家は生きつづけようとしている主体であり、その農家は村落を環境として存続している。したがって、村落なく(1)して農家は存続できない。並に、村落もまた農家なくしては存在しえない、という理解である。

I-4 農家の「土地感」

I-2項では「土地感」一般について述べたのであって、あらゆる「人」(主体)は家産的、経済財的土地感をもっている。いかえると、人間が「土地」の上に生きている以上、必ず何等かのかたちの土地感をもっている、という考え方を述べた。ここでは、主体を「農家」に限定した場合そこに農家・村落の独特な「土地感」があろう。という想定で若干の問題を述べてみる。調査はこの点の実証を目的の一つにあげているわけである。

日本の伝統の村落社会においては、農家と土地との間につきのような関係の実態があったと考える。

- (1) 土地に対する各「家」の土地保有感とムラ総保有観との併存
- (2) 各「家」の持ち地(所有地)に対する「産」的土地感と「財」的土地感との混在
- (3) ムラの領域の内と外との土地(空間)を区別する特殊な土地感(観)の存在

(1)の保有感とは、土地を保有していることについての主観的な意味あいを指した言葉である。すなわち、農村社会では個々の農家の私的土地保有感とそれらの農家の住んでいるムラ社会がもっている社会的土地保有観とが併存していることをいっている。たとえば農家の頭の中には領域内一片

の土地について、(i)「この土地は、オラが在所(ムラ)の地所だ」という意識と、(ii)「その土地は〇〇(家号)の土地だ」という二つの意識が同時に併存して浮ぶ、という事実を述べているわけである。

(2)の点は1-2項で述べた。問題はこの基本的な類型構成の分化ないし変化の実態を具体的にとらえることであろう。これが今回の調査の主要課題である。

(3)日本の村落は隣接する他の村落との間に地理的境界(ムラ境い)があり、その境界線の内側がその村落の領域(領土)である。ムラの領域内には、そのムラの各「家」の土地や共有地さらに公有地がある。今日では他所有者^{よその}の所有地もある。もちろん、そのムラの「家」が境界の外側の土地を所有していることも珍らしくない。(3)で指摘した「特殊な土地感」とは、農家の土地感がその境界あるいは領域の内側と外側とで非常にちがうという事実をいっているのである。原則として、農家の家産としての土地(「産」的土地感の対象となる土地)は領域の内側にある土地だけで、領域外の土地を持つのは全て「財」的土地感をもつ土地であると想定している。ムラの土地観では他所ムラの土地をいくら持っていたとしても、それを「産」的土地とは認めないという伝統があると思われる。いくなれば、(1)のムラ総保有観の対象になる土地は、そのムラの「家々」が「産」的土地感をもっている土地について典型的にあらわれるのではないかと考えている。

I-5 「ムラ人」と「ムラ家」

村落は家族、民族など同じ性格の基礎集団(ファンダメンタル・グループ)である。すなわち、ムラの領域内でムラのどこかの「家」で生れた者は、生れたときからそのムラ人である。それ故にムラ人は基礎集団の構成員である。近年になり、ムラ領域内に他の場所から転入してきて住んでいる者が多くなっているが、これはまさに他所者であって、ムラ人ではない。ムラ人については問題は比較的簡単であるが、「ムラ家」の方はどうか。規定(A)、(B)の考え方は、ムラ家≡農家)とムラとは同時に成立したものという理解が前提になっている。とすると、ムラ家には増減現象が認められないことになる。これは事実にあわない考え方ともいえる。現実には、ある村落の正成員(オリジナル・メンバー)の農家数が全く増減しないとはいえない。増加の方はいわゆる分家(新家)という方法で実現する。減少の方は、廃家と他へ出ていくということによって発生する。結局個々の村落の存続していく過程において、その村落の領域内あるいはその周辺域を含めたところの資源のあり方と資源利用のあり方によって規制された「生活」の範囲が、その時々その村落の「家」の数を規制してきたと考えられる。したがって、全くの不動ということはないが、一つの村落空間で「生活」しうる農家の戸数はそれほど大巾に増減しないのが原則ということになる。

この場合の資源とは、いわゆる資源一般ではなく「土地」の面的利用の対象となる「土地」資源である。それを利用して生きていける限界までは、ムラ人もムラ家も増加しようとしているのが基

本的なムラの「人と家」の生き方であったと考えられる。したがって、個々の農家の「土地」資源以上にその農家の人口が増えると、その分を他へ排出して、「家」(所帯)は生きつづけてきた。もし、ムラ内に住んでいても、「土地」の面的利用(農林業)以外の方法で「生活」できる機会が与えられれば、ムラ人の人口は限界以上がムラ人として他へ出ていかずにムラ内に住みつづけられる。場合によっては、ムラ家の数も増やすことができる。すなわち、伝統の村落社会は、ムラ人とムラ家をほぼ領域内の資源利用で「生活」できる範囲内にとどめ、それを超える人口と所帯を他に排出してムラの存続を計ってきた。高度経済成長下にあっても各ムラの対応の原理はこれとかわらないと考えられるが、農外就業機会の増加と所得水準の大巾な格差がムラからの排出ではなく、村外からの人口(労力)の吸引として強く働きかけることになった。このような新しいインパクトは日本の伝統の村落社会がはじめて経験することによって、ムラは合理的適応の仕方を見出せずに戸惑っているというのが現状であろう。

以上のように想定すると、伝統の村落はほぼ一定の「人」(人口)と「家」(戸数)を維持してきた社会であったと考えられる。村落域内の資源で生きていけない「人と家」は村落外に排出してきた。ところが、近代化の波、とくに持続的な高度経済成長は、各村落に対して外側から、①労働力の吸引と②土地利用の転換とを強制してきた。村落内資源に依存するムラ人・家の生活構造が激しくかわり、市街化、工業化現象の発生する地域に隣接した村落域では、急速に土地利用の転換がおこり、また人口・世帯の村落域内への転入が実現した。これが、村落における「人と家」、「家と土地」のこれまでの関係をかえさせることになった。そのことは村落自身の性格をもかえることになる。今回の調査地区は昭和30年代の後半から、上述の①と②の作用がかなり急激にあらわれたところであって、村落(その構造と機能)が変化しつつある対象である。このような村落の変化が、農家の変化とどのような関係にあるか、そして、計画的都市農業の育成にとって、そのことがどのような意味をもっているであろうか。以上が、今回の調査からみつけたい問題点の一つである。

(注1)環境という用語の概念については拙稿「環境論考」(『農業総合研究』第29巻2号)参照。

【付稿】・「この調査のねらい」 50. 12. 1

今回の調査では、個別聴取調査のまえに、ムラの主だち衆と懇談する機会をもち、その席で、調査の主旨を説明した。以下はそのときの説明資料(メモ)である。

1) 調査課題: 田谷地区の農家の方々の、土地に対する考え方や気持=土地感の実態を明らかにする。

2) 調査意図

第2章 調査地区の概況

II-1 村落の規模

調査地区・田谷町は旧豊田村大字田谷であって、昔からの一つのムラすなわち村落であった(付図参照、農業関係の概況は、昭和45年センサスの「農業集落カード」から作成した第2表を参照)。

田谷の総地積は図上計測の結果によると約105ヘクタールである。このうちのほぼ半分(50ヘクタール前後)が耕地(主として水田)であった。ところが、戦後逐次耕地が減少してきている。昭和35年35.4haが10年後には19.8haになっている(センサス)。現況は水利関係の台帖では水田約13haであって、田畑計でも17ha前後かと思われる。耕地以外の地目についてははっきりした統計資料が入手できなかった。30ha前後の山林があったと考えられ、今日では土地利用の転換で山林も減少していよう。いずれにせよ、田谷地区の「土地」の現況を一括して知ることのでき

第2表 田谷町の概況(「農業集落カード」より)

(1) 戸数の推移(戸数)

年次	総戸数	農家戸数	専業	I兼	II兼	雇員兼	自営兼
1960	141	67	15	13	39	47	5
1965	272	45	-	-	-	-	-
1970	457	40	4	7	29	25	11

(注) 林家38戸(1970年)
老人農家6戸()
離農農家5戸(65~70年)

(2) 土地の推移(ha)

年次	耕地	水田	畑地	園地	山林	人工林
1960	35.4	23.1	12.1	0.2	26.1	23.2
1970	19.8	11.9	7.5	0.5	24.0	14.6

(3) 人口の推移(人)

年次	総数	農家人口	うち男子	農就人口	うち男	うち16~59才	うち女	うち16~59才	就業人口
1960	793	373	184	144	56	39	88	72	261
1970	1,245	217	113	71	25	4	3	4	167

(4) 農業の推移(作目別)

年次	いね	むぎ	いも	まめ	やさい	施設	乳牛	肉牛	豚
1960	23.2 ^{ha}	7.7	5.1	12	13.3	戸	11頭	5	35
1970	11.8	6	1.0	3	4.8	3	1	-	16

(イ) 行政の立場—田谷地区には、今後も農業生産活動をつづけていきたいという農家がいる。横浜市当局もこの地区を農業地帯として維持していくのが妥当であると判断した。そこで農専地区の指定をした。市当局は、農専地区を育成していく行政課題をもっている。

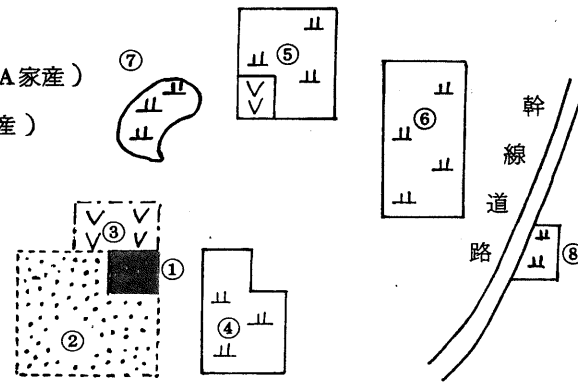
(ロ) 研究の立場—農業をやり、農村で生活するには「土地」の確保が必要であろう。それを確保するには、農家の土地感に反するような施策(条件づくり)をしてはならない。したがって、土地感の実態を知らねばならない。また、田谷地区のようなところ(市街化前線)で農業をつづけていくうえで、昔からの村落(ムラ)が必要かどうか。どういう村落を形成すればよいか。

3) 土地感の分類説明：今日の状況で、多くの農家のもっている土地に対する考え方=土地感を主として経済的な側面から分けるとつぎの四つになると思える。

- A. 家産としての土地
- B. 経営手段としての土地
- C. 所帯の資産といえる土地
- D. 売買の対象となる商品的な土地

A~Dは一筆の土地毎にちがうであろう。その実態を調査したい。A~Dの分け方は、農家が土地を手放すかどうか、ということとかわりあいがあるだろう。それを区別するとつぎの4通りになる。

- (1) 手放させない土地(B手段)
- (2) 手放すわけにいかない土地(A家産)
- (3) 手放すこともある土地(C資産)
- (4) 手放してよい土地(D商品)
- (5) 貸してもよい(資産)



4) A農家の土地感分布・事例

(地番)	(地目)	(面積)	(土地感区分)	(地番)	(地目)	(面積)	(土地感区分)
①	宅地	1,000 ^{m²}	A-(2)	⑤	水田・畑	30 ^a	B-(1)
②	屋敷林	25 ^a	A-(2)	⑥	水田	50	B-(1)
③	畑地	5	A・B-(1)	⑦	水田	4	C-(3)
④	水田	8	A・B-(1)	⑧	水田	4	D-(4)

る統計資料は行政側も村落側も持っていない。このことは田谷地区以外についても同様であろう。「土地」についての基礎的情報をもたずに各種の開発計画が検討され、実施されつつあるのが実情であるが、本来はこのようなことではよくないと考えるべきであろう。(1)

田谷地区の農林業的土地利用面積は高度経済成長下で(昭和35~50年)激減しつつきてきた。したがって、田谷町の農業は逐次縮小化をつづけている。例外的に施設農業をはじめた農家が若干あらわれた程度で、大半の農家は農業活動を最小限まで縮小してきている。

センサスの規定による農家戸数、総戸数の推移は第2表(1)表の通りである。ここで注目したいのは昭和35年の農家67戸が、45年には40戸に減っている事実である。今回の調査では、I-3項で述べた「農家」に近い農家数は55戸である。これは以前から「田谷56戸」といわれていて、この56戸がいわば「田谷の家々」であったと考えられる。すなわち、田谷という基礎集団の正式成員数である。このうちの1戸・K家は以前は大地主で素封家であったが、今日では没落してしまい、田谷町には居住していない。それで55戸になった。今日でも、田谷町の農協組合員数はこの55戸となっている。にもかかわらず、センサスの定義からすると、田谷町の「認定農家」は40戸(昭和45年2月1日)となっている。すなわち、10アール以上耕作している「家」は40戸ということである。ところが田谷ムラの総寄合いのメンバーは依然として55戸である。10アール以下の耕作者、およびすでに不耕作者であるが、宅地(家屋敷地)は田谷地区にあって、田谷の領域内で「生活」している「家」が10数戸あるということである。

農協の組合員数は65戸であって、そのうち約10戸が準組合員だという。組合は東班(28戸)西班(27戸)に分けて運営されている。生産班長の主観的判断による現時点(昨年の実績)での「農家らしい」農家は東班23戸、西班25戸、計48戸ということであった。これは認定農家戸数より多い(昭和45年40戸、昭和50年34戸)

以上のように、田谷地区(村落)に農家が何戸あるのか、という問いに対して幾通りもの答があってさだかでない。上述のことを整理すると、おおよそつきのようになる。

1) 農家の定義

(i) 農業委員会、センサス : 10アール以上耕作

(ii) 農業協同組合正組合員 : 5アール以上耕作

(iii) 田谷地区の正メンバー : //

(田谷町の立場では、信用組合事業の関係から、農協の正組合員をほぼそのまま農家としている)

(iv) 田谷の「家」 土着している自営の「家」、したがって、元農家で、現在は月給取り、貸家業、駐車場経営などを専門にやっている「家」も田谷の「家」(=の者)である。

2) 農家戸数

(i) 約40戸

(ii) 約55戸 (総数65戸)

(iii) 55戸 (「農家らしい」農家48戸)

このように、農家をどうとらえるかという問題は非常に曖昧になっている。今回は、統計上の定義によって昭和45年に確認された40戸を基準にした。その概況を表示したのが、付表Iである。

村落の規模は、村落構造の基礎要因である「土地・家・人」によってとらえられる(2)。

田谷地区は「土地」=105ヘクタール、「家」=55戸であるが、「人」については資料上は確認できない。(3) この数値が隣接する他の村落と比較してどうか、他を調べていないので全く判断できない。おそらく、この地方では中位か、やゝ大きい方の村落といえるであろう。

II-2 地区の推移

田谷地区は領域内に各種の地域計画の計画区域に関する線引きの線が走っている。したがって、田谷地区に土地を所有している者は各種の規制をうけた土地をもっている状況である(付図と注・1参照)。昭和35~45年の期間はかなり無秩序に市街化の進展に伴う土地利用の転換現象がみられたが、農振法の実施や横浜市要綱による農専地区の指定以後は、そうしたスプロールの土地利用の変化は制御されてきた。現状はその意味でかなり落ち着いたといえるであろう。

住友電気への土地売却以来、他所者への土地売買がある程度進行したが、それも下火になって、以前と比較すると約3分の1程度と思われるが、水田を中心とした耕地の維持も可能になってきている。すなわち、都市的土地利用の拡大という側面の市街化傾向は一応止ったと考えてよい。

他方、都市的人口(非農家世帯数および世帯人口の増加)の増加傾向は依然としてつづいているが、昭和40~47年の期間のような激増ぶりの方もかなりおさまってきていると思われる。いずれにせよ、農家の世帯と人口とは、全居住世帯とその人口の $\frac{1}{10}$ 以下になってきており、いわゆる混住社会化してしまっている。また、農家の脱農化傾向は一層顕著になってきている。以前は「田谷の家」の大半が農家であったが(55戸)、自家農業を縮小する農家が多くなってきて、今日ではこのうちの約15戸は事実上、自家農業から手をひいている。残りの農家(40戸)についても年々脱農化が進展している。明確に一定の基準を設けて判断することはむずかしいが、昭和45年以降の動向で、今日ではすでに脱農の段階にある農家が20戸ちかくある。したがって、農外兼業をやっている「農家らしい」農家とは20戸前後ということになる。(4) すなわち、田谷地区の農家層の分解がかなり進んでいる。このような分解が今後どうなるかについては明言できないが、今回の調査農家12戸のうち、I、II類農家(緑政局基準)9戸はしばらくは「農家らしい」農家として存続すると思われる。残りのIII類農家の方はなお事実上の脱農化が進展しそうである。しかし、

土地利用の規制の方がほゞできたのでこれまでのような早さでは分解が進行しないであろう。このような農家の脱農化傾向と農専地区の維持、育成とは大いに関係する問題であるから注目する必要がある。

II-3 田谷の「家・人」(ムラのイエとムラびと)の問題

第1章・I-3項で述べた考え方によると、「田谷の家」は何戸であり、それが近代化、市街化によってどう変化してきているか、この点が問題である。

規定(A)・(B)による「家・ムラ」の考え方によると、「田谷の家」数は55戸と判断される。これは農協ができたときの農協の正組合員でもあった。したがって「株」をもっている。また、かつての田谷地区の地権者でもある。いかえれば、田谷に住みついていた「家」である。しかし、営農という視点にたつと、この「家々」の全てが営農家ではない。脱農化によって営農家でない「家」が増加しつつある。

「田谷の家」の条件は、この地区に長く住み、「生活」していた「家と人」であるということの公認であろう。そこで、宅地の所有の有無が一つの視点となる。しかし、現実には宅地をもたず、これを借りている「家」も皆無ではない。さらに、従来の農家観は「営農」にのみ留意して、その他の地目(山林等)の所有(利用)の問題を軽視してきたと思われる。「ムラのイエ」の条件は固定的であって今日でもその原則はわからない。それらの「家々」は、しかし、1戸の所帯をかまえて、日々を生きていかねばならない。その「生き方」が非常に多様化してきた。むしろ「営農」の生き方をしているものあるいは今後もしないというものが急激に減ってきている。ここに、田谷というムラにとっていろいろな矛盾と困難とが生れる要因がある。

本来、「田谷の家」である一つの所帯の人々、それは「田谷の人」でもあるのだが、伝統の田谷部落のルールを守るべきはずのところ、「営農」(山林の保全を含む)から離脱するにしがって反田谷的、あるいは無田谷(ムラ)的な「思考と行動」をするようになってきている。この点についてのいくつかの事例を、今回の調査中にも耳にした。すなわち「ムラと家」、「家」と個人との関係(とくに相互規制的結びつき)がズレたり、ゆるんだりしてきている問題である。ところが地域単位の諸々の行動はこのズレがあまり激しくなると、きわめて困難になるのが原則である。いかえれば、地域連帯感としての「土地観」が希薄になれば、地域を計画的につくっていくことがむずかしくなってくる。伝統の田谷ムラの成員は前述したように「田谷55戸」の「家々」であるが、今日ではその大半がすでに「農家らしからぬ家々」にかわってしまっている。しかし、いずれも土地は保有している。それ故に、田谷ムラはなお存続している。いうなれば、農業は大きく後退しているが、村落は残っている、というのが現状である。

(注1) 一つの村落の領域についての情報はその村落の人々が一番よく承知しているが、それは

個別・断片的なもので、統計情報のかたちのものではない。今日のところ村落単位の統計は「農業集落カード」以外には存在しない。しかし「カード」には農家調査の集計値しか記されていないから、村落の「土地」情報としては利用できない。「土地」についてはどうしても改めて調査と計測が必要である。

ムラの責任者すなわち区長、部落長が自分のムラの土地の広さ等を常に知っているところと全く知らないところがある。ムラ仕事のうへで領域の面積(地目別面積)を知っている必要がないかぎり「土地」情報はムラに常備されていない。田谷地区の現状では、耕作している水田の戸別台帖だけが毎年つくられているだけで、その他の地目についてはムラの関心はうすい。

田谷地区では昭和35年に住友電気工業KKに約13ha(水田10ha,山林3ha)をまとめて売渡した。これがこの地区の市街化の最大のきっかけになっている。なお、田谷領約105haに対する各種の地域計画の指定地区はつきのような概数になっている。

田 谷 地 区	1) 市街化区域	19 ha
	2) 調整区域	86 ha (うち山林21 ha)
	3) 農用地区域	35.1 ha
	4) 農業専用地区	12.7 ha

(田谷長尾台農専地区の内訳は、水田13.5ha,畑7.5ha,山林その他14.1ha,関係農家75戸,48・10・30・指定)

結局、田谷地区の土地利用の現況は、約100ヘクタールの領域のうちで、農林業的土地利用(耕地18ha,山林20ha)はわずかに38%前後で、他は都市的土地利用と推察される。

(注2) 村落構造における「土地・家・人」の問題については、拙稿「土地問題諸相」、『農業総合研究』第29巻第4号参照。

(注3) 田谷地区の本格的市街化がはじまったのは昭和40年以降のようである。「国調」結果の推移がそれを物語っている。

(国勢調査結果)

年次	※旧戸塚区		田谷町	
	世帯数	人口	世帯数	人口
昭和 22	世帯 1 2, 4 3 8	人 6 5, 3 3 0	世帯 1 0 9	人 5 6 3
25	1 3, 3 4 1	6 9, 4 2 5	1 1 4	6 3 0
30	1 6, 4 3 8	8 2, 0 8 4	1 2 7	6 4 3
35	2 5, 7 6 5	1 1 3, 5 1 4	1 4 1	7 9 3
40	5 1, 7 5 6	2 0 7, 5 9 7	2 7 3	1, 2 4 5
45	8 6, 6 0 9	3 2 5, 1 7 7	5 3 7	2, 0 4 7
50	1 2 2, 3 4 6	4 3 4, 7 1 5	6 4 2	2, 2 4 9

注) ※S・44.10.1戸塚区から瀬谷区が分区したため

S・45.50については戸塚区と瀬谷区を合計してある。

(注4) 昭和47年10月に、緑政局は農専地区指定のための基礎調査を行なった。そのときの調査対象農家は38戸であったが、そのうちの8戸はすでに離農していると判断して、残り30戸を集計対象農家とした。(付表I・B調査)それ以後も脱農化がすすみ、今日ではほぼ20戸は離農していると考えられる。さらに、農外収入機会を全くもたない純専農と呼びうる農家は2~3戸である。農業経営に熱心で、かなり努力を払っている農家でも大半が貸家、貸アパートを自営している。

第3章 調査農家の概況

Ⅲ-1 標本農家

田谷地区の農家の全てを調査する余裕がないので、市当局の調査の分類基準にしたがい、Ⅰ・Ⅱ類農家とⅢ類農家の若干戸とを調査することにした。結局、標本としたのはⅠ類6戸、Ⅱ類3戸、Ⅲ類3戸の計12戸である。標本農家の構造各要因の概況は第3表のとおりである。

第3表・(Ⅰ)は調査農家の制度的家⁽¹⁾の側面の概況である。伝統の村落を構成している「家々」には原則として家号がある。村落(部落)と呼ばれる集団の構成単位は個々人ではなく「家」である。(3)家号は部落成員の名称に外ならない。今日でも、ムラ社会では家長・戸主(・世帯主)の名前でなく、家号で呼ばれるのが常態である。(4)沿革と(5)農地改革前の階層は、各農家の家柄をあらわした一つの指標である。古い家、本家、地主層は原則として上位の位相(ステータス)に位置している「家」と判断してよい。(6)宅地面積は農家の家産的土地を代表する量的指標という意味でかかげた。第3表でわかるようにⅠ類農家の宅地面積は平均(2,200㎡)して大きいⅡ類農家には大小様々の農家が生まれ、Ⅲ類農家は概して宅地が小さい(650㎡)。現在の農業経営活動規模と宅地規模とは必ずしも相関はしていないが、今日の段階で専業経営指向型の農家は宅地の大きい方の農家だといえると思われる。とはいえ、宅地の小さい農家が農業縮小化を指向しているとはいえない。相当大きい宅地を所有していて、脱農指向の農家も少なくない。これらの概況は第4表で判断できよう。すなわち、急激な市街化とくに都市的土地利用の転換が迫ってきた環境のなかでは、部落のなかで家柄のよい農家が農業指向をつづけるということはいえない。ただ、少数の農業指向農家は総じてよい家柄の農家であるのが原則のようにうけとれる。

農家の所帯の側面はどうか。第3表(Ⅲ)にその概況をかかげた。Ⅰ類農家でも純専業は3戸にすぎない。自営の貸家、アパート、ガソリンスタンド、駐車場といったものを経営している農家が多い。Ⅲ類農家の大半は上述の自営業と家族員の農外被雇兼業とが本業であって、自家農業はまさに副業的位置にある。すなわち、田谷地区の大多数の農家の所帯的活動(=日常的「生活」)は脱農化の方向に動いている。とはいえ、完全に田畑を手放したものはあまり多くはない。もちろん、家屋敷地=宅地は手放そうとしない。要するに、田谷というムラには「田谷の家」は残っているが、営農指向の所帯は激減している。このような脱農・非農家的経済主体の「家々」の増加は、田谷ムラそのものの性格を大きくかえつつある。

第3表 調査農家の概況(I)

番号(1)	類型(2)	家号(3)	沿革(4)	農地改革前(5)	宅地(所有)(47年)㎡(6)	地目別所有地(47年)㎡				母屋坪数(㎡)	母屋建設(年)	備考(4)
						水田(7)	畑地(8)	山林(9)	雑地(10)			
1	I	こがたやま	500年	地・自	1,886	15,949	8,702	37,049	1,239	64,826	50	100年 作
6	I	坪入	6代	地・自	1,973	13,685	5,262	8,777	3,748	33,445	55	150年 旧農業委員
14	I	芝後	5代	地・自	1,381	7,646	5,412	3,586	786	18,811	60	改 生 改 部 長
24	I	新家	?	地・自	1,567	7,060	8,161	4,486	-	22,074	50	70年 第1生産班長
34	I	表	本・?	自小作	2,229	540	2,382	92	-	5,243	52	改 第2生産班長
39	I	坂下	4代	自作	4,275	143	3,572	964	-	8,954	43	改
小計	6				13,311	45,023	33,521	54,954	5,773	131,279	265	
3	II	前	本・?	自小作	2,885	2,503	2,381	3,085	-	10,854	46	改 旧町内会長
11	II	株下の上	5代	自作	2,964	6,438	5,704	1,2360	-	27,466	56	改 水利組合長
33	II	追越し	7代	自作	628	1,117	2,685	4,404	-	7,606	55	改 市役所職員
小計	3				6,477	10,058	10,770	19,849	-	45,926	157	
17	III	大下	16代	地	1,106	5,307	2,115	12,625	-	21,753	65	改 町内会長
28	III	峰の大下	5代	小作	327	2,001	624	1,148	-	4,373	43	改
37	III	堤瀬	4代	地・自	509	-	1,984	1,685	289	6,664	46	60年 旧支部長
小計	3				1,942	7,308	4,723	15,458	289	32,790	154	
合計	12				21,730	62,389	49,014	90,261	6,062	209,995	576	
総計	40戸	の計			120,663	123,001	91,032	166,329	10,223	445,203	976	

第3表 調査農家の概況(II)

番号(1)	家族(2)		家長年令(3)	所帯構成(4)	兼業(5)	今後の方針(6)	経営地(47年)(7)				昭和47~50年の間の耕地の増減	
	男	女					田	畑	その他	合計	増	減
1	4	2	6	76	2	集約化	7,992	7,978	399	16,369	(田) (-)	(畑) (-)
6	3	5	8	70	2	現状維持	11,822	6,422	-	18,264	(田) (-)	(畑) (+)
14	5	2	7	70	2	多角化	7,719	5,412	-	13,131	(田) (+)	(畑) 〇
24	4	3	7	51	2	集約化	7,060	8,121	-	15,181	(田) (+)	(畑) (-)
34	2	3	5	51	2	現状維持	2,735	2,394	-	5,129	(田) (+)	(畑) (-)
39	3	1	4	59	1	"	1,869	5,260	-	7,129	(田) (+)	(畑) (+)
計	21	16	37				39,197	35,587	399	75,203		
3	4	2	6	74	2	縮小化	2,352	2,381	-	4,733	(田) (-)	(畑) (-)
11	2	2	4	42	1	拡大化	6,306	5,706	-	12,012	(田) (-)	(畑) 〇
33	5	3	8	53	2	現状維持	1,117	2,085	-	3,202	(田) 〇	(畑) (+)
計	11	7	18				9,775	10,172	-	19,947		
17	3	1	4	61	1	縮小化	4,755	2,825	-	7,600	(田) (-)	(畑) (-)
28	5	2	7	59	2	現状維持	2,913	947	-	3,860	(田) 〇	(畑) (-)
37	1	2	3	58	1	現状維持	287	4,918	-	5,205	(田) (+)	(畑) (+)
計	9	5	14				7,957	8,690	-	16,665		
合計	41	28	69				56,929	54,449	399	111,815		

Ⅲ-2 家長・経営主

家長は農家の制度的家の側面的人格の代表者である。ムラ社会はその成員である各「家」の家長集団といってもよい。田谷地区の場合、他所者非農家世帯が沢山居住しているの

で、町内会、自治会の組織があり、それと併立して本来の「田谷の家々」で構成された組織がある。家長は後者の成員として機能している。したがって、農家（田谷の家々）は二重の地域社会集団に属しているといえよう。したがって各所帯・「家」を代表する場合に事実上の代表者を使い分けることになる。家族構成が1組の夫婦家族の場合には同一人が所帯と「家」との両方を代表することが普通であるが、2組以上の夫婦家族で構成されている場合には、所帯主と家長とが別人になることが多い。家長が70才以上であれば45～55才の後継者夫婦がいる。こうした場合、後継者が40才代になると所帯主的役割を分担しはじめ、農業関係の集会に事実上「家」を代表して出席する。ムラ社会はそれを認めるが、問題が「土地と水」にかかわるようになると、所帯主では「家」を代表できない。そういう場合には、会合の席で自家の意見を述べず、一度「家」にかえて相談する、という対応をしている。家長自身が出席した場合でも、もう一度「家」で相談するという対応がしばしばとられている。家長が存命中はあくまでも家長の役割を果さねばならない集団活動は冠婚葬祭等の親類づき合いの場であって、このときは後継者は「家」を代表できない。要するに今日のムラ社会にあっては、所帯的家族を成員とする集団、制度的「家」を成員とする集団とが併存していると考えられる。この外に、近年では個々人を成員とする各種のグループもできている。こうした目的・機能集団では各「家」の家長は認められない存在である。一般に、後継者（長男、長女）ははじめ所帯主の役割を分担し、次第に家長の役割をもつようになり、家督相続によって名実ともに家長になる。(2)

Ⅲ-3 地目・面積

高度経済成長の期間中にかなりな土地所有の移動が行なわれ、農家自身も貸家等の自営業のため土地利用の転換を行なっているので、台帖上の地目と利用上の地目とにかなりなズレがある。すなわち土地所有、土地利用はかなり流動的であった。

田谷地区全体の動きは、「田谷の家」全部（55戸）についての情報がないので判らないが、基準年の農家40戸についてみると次のような結果である（付表I参照）

第4表 宅地規模と農家類型の相関

宅地規模	農家区分	I類	II類	III類	準農	計
1,000㎡ 2.5以上		2	2	-	2	6
1.5～2.5		4	-	5	1	10
1.0～1.5		1	-	4	1	6
～1.0		-	-	6	4	10
ナシ		-	1	5	2	8
計		7	3	20	10	40

1) 水田一昭和47～50年の間に、水田面積は12.0haから9.0haに減少している。増加戸数5戸、減少戸数19戸、増減ナシが16戸であった。これは所有統計の推移であって、田谷地区内だけについては、筆別に調べれば計出できるわけであるが、その作業はこの報告には間に合わなかった。

2) 畑地—この期に畑地の方は増加している。すなわち、47年計が約9.1haで、50年は9.4haになっている。水田が畑地になったのがみられる。

3) 山林—山林については47～50年を比較する資料が入手できなかったが、減少傾向にあると思われる。40戸のなかで山林を所有していない農家が12戸であって、調査対象農家は総じて山林を所有していた。山林の全てではないが、田谷地区では山林のかなりの部分が、いわゆる「裏山」であって、家産的土地とみなされているものが少ない。

4) 宅地—台帖面で宅地となっても、現在の土地利用形態は宅地でないものがかなりあると思われる。宅地の名義人には女子のものが少ない。また所有宅地のない農家は3戸であって、いずれも借地をしている。農家の宅地は家産的土地を代表している地目であるという想定はほぼ妥当しているといつてよい。ムラの在所（領域内）に何代か宅地をかまえて住んでいる「家」が、「ムラうち」の者と公認される、といつてよからう。

村落社会にあっては、自分のムラの領域内の土地を持っていることと、領域外の土地のそれとではいろいろの点で意味がちがっている。原則として、家産的土地は領域内の土地であり、手段的、資産的土地については領域外の土地でもよい。そこで、農業的エネルギーの強いムラは周辺の他のムラへ土地を求めていく。すなわち「出作」する。反対にエネルギーの低いムラは「入作」される。これが以前のムラの勢力関係であった。田谷町は、周辺地域の市街化の進行とともに入作地が増加してきている。はっきりと数値資料で示すことができないが、調査中の話を総合すると、そう判断できる。昭和35年の住友電気への土地売却は、田谷の多くの農家の農業意欲を自から低下させたと思われる。一方、より高い地価で土地を手放した田谷地区以外の地区の農家が田谷の田畑を求めてきた。そこで田谷の土地が隣村の人々の手に移ったようである。(3) 耕地についてみると、現在はほぼ3割が入作地になっているといわれる。

田谷という村落域は一つの独立した地域である。そこへ各種の行政区域が設定されて、各種の規制が加えられているというのがこの地域の現状である。第1が市町村域であり、そこに都市計画法による市街化区域、調整区域が設定され、さらに農振法による農用地区域、また農業専用地区が指定されている。すなわち田谷という約100ヘクタールのまとまった単位地域が、行政側から各種のちがった性格の地域で分断されたかたちである。したがって、田谷の農家の土地はムラの内外という区別の外に、上述の各種規制区域にまたがっているわけである。その辺の概況を第5表に示し

た。これは、経営する土地だけの分布であって、所有する土地についてみるとA~C以外の地区にある土地がより多くなっているであろう。

こうした土地所在地の分布についてはつぎのような問題がある。

農業経営の立場からすると、住居に近いまとまった耕地が便利である。すなわちA、B区域に耕

第5表 調査農家の耕地分布(47年調査)

番号	自作・水田				小水 作田	自作・畑地				小畑 作地	自作・耕地					小作・耕地			貸付 地	A 区域 の %
	A	B	C	D		A	B	C	D		B	A	B	C	D	計	A	B		
1	80					103	14				183	14			197				45	93
6	90					50	7				140	7			147				10	95
14	53					40	14				93	14			107				-	63
(22)	33			27			79				33	79		27	139				12	24
24	50	21					81				50	102			152				-	33
34	-	15		12	10		24			12	-	39		12	51	10	12		-	-
39	3	-	17	10			-	60			3	-	77	10	90				-	3
計	309	36	17	49	10	193	219	60	-	12	502	255	77	49	883	10	12	-	67	57
3	3	17				19	10				3	27			30				-	10
11	32	31				25	10		16		57	41		16	114			16	-	50
33	7	8					23				7				7				-	100
計	42	56	-	-	-	44	43	-	16	-	67	68	-	16	151	-	-	16	-	44
17	15	-					9				15	9			24				25	63
28	14	6					9				14	15			29				-	48
37	-	-					16				-	16			16				-	-
計	29	6	-	-	-	-	34	-	-	-	29	40	-	-	69	-	-	-	25	42
合計	380	98	17	49	10	237	296	60	16	12	598	363	77	65	1,103	10	12	16	92	54

(注) 調整区域A~C, 市街化区域D, 農振地域A, B, 農用地区域A, その他B, その他調整区域C, №(22)はI類農家で未調査のもの。

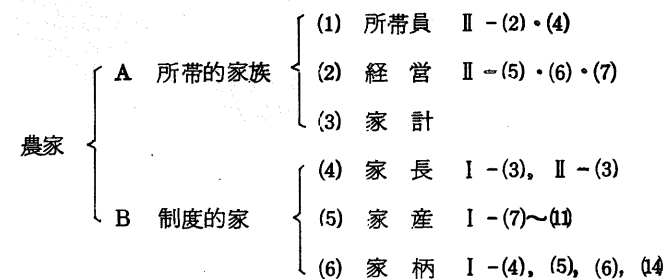
地があることが望ましい。しかし、土地の大半が諸規制のきびしいA、B区域にあれば、それを資金的に利用することができない。農家の日常生活にはA・B区域内耕地があればよいが、まとまっ

た金が入用するときにはこの条件は不都合である。現に調査した農家のなかにも他地域に山林をもっている家と持っていない家とがあり、話題のなかにも「家」の相続のときのことを心配している者と、すでに計画的に対応できる自信のある家とがあった。

田谷地区の場合、各種の土地規制の地域施行の前から、土地持ち農家は市街化の波に対して、自主的に土地利用の転換で対応してきた。すなわち宅地、水田、畑地、山林とあらゆる台帖地目の土地に借家、アパート、駐車場等を作り、その賃貸借による収入の道をはかった。今日ではこれらの対応が自由にできないが、昭和35~45年の間に一勢にこの種の対応をしてきている。こうした自主的な土地利用の転換は農家の私経済的視点からするときわめて合理的な環境対応であると評価できる。一方、家族労力の方は通勤兼業就業をしてきた。

こうした「人と土地」の脱農的対応の普及は当然のこととして、昔から村落社会をいろいろな意味でかえてきたといえる。調査農家のこの種の問題に対する意見、評価もかなり多様であった(後出)。要するに「田谷のムラ人」たちは、都市化に対して合理的な私経済的適応をしてきているが、そのことが、ムラ人たちの土地感を大きくかえさせたといえよう。それは前に述べた(I-2項)想定を立証する動きである。すなわち、「産」的土地感の後退、「財」的(とくに資金的)土地感の拡大という変化である。

(注1) 農家は一つの構造体であり、その基本的な構成は以下のようになっていると想定している。



したがって、ある農家をとらえるには(1)~(6)の構造構成各要因をとらえればよい。拙稿、「環境論考」、『農業総合研究』第29巻第2号。調査農家の実態(第3表(I)・(II)表)を(1)~(6)各要因に対応させて、第3表の各欄の番号を示した。

(注2) 田谷町の農家を知らうという場合の資料、例えば名簿類は幾通りもある。われわれが基本にしたのは農業委員会の農家台帖の名簿であって、昭和47年度作成のものである。これが40戸であった。資料の性質上、これは農業関係の名簿である。この場合、40戸のうち11戸が女名義の代表名がついていた。これらの全てがそうだとはいえないが「家」を代表する家長が女子であるうちは、原則として養子をもっている「家」であるといわ

れている。いふならば、ムラ社会の正式成員としての「家」の代表は各「家」の実子（長子）をあてる慣行になっているようである。これが、町内会、自治会の名簿になると、いわゆる世帯主名が記載される。すなわち、所帯と「家」が使い分けてあるといえよう。

（注3） 田谷の土地がよそムラの人の手にわたった時期が終戦直後に一度あった。そのころ、田谷の米作農家の経済が困ったときがあり、畑作の多い鎌倉方面へ農家がかなり田谷の土地を買いあさった。また、農地改革によって自作農になった者は比較的土を手放しやすい。住友電気の場合にも旧小作農層は賛成派であった。

第4章 土地感とムラ意識

Ⅳ-1 調査農家の土地感

I-2項で想定した、「土地感」という概念の実在性と、そこで設定した4つの類型の実態を明らかにすることが今回の調査の中心的課題であった。

その結果、土地感と呼ぶ、土地についての何等かの観念は農家の気持のなかにあることはほぼ実証された。ただ、その類型化については調査農家に4つのパターンを説明して調べることになるので、いさゝか誘導的にならざるをえなかった。調査はつぎのような手順で行なった。

- 1) 基礎資料：「農家台帖」の土地表を転記して地目別、地番別、面積の表を作成し、それを地図に確認した。
- 2) 聴取調査：以上の筆別資料を示して、筆毎に農家の主観的土地感をきき、類型区分を行なった。

その結果を集約したものが第6表である。もちろん、この種の調査は正確とはいいがたい。すなわちヒヤリング法であって、しかも調べるものが農家の主観的な心理的評価であるから、相手方が正確に答えたとしても、環境の変化によって主観的評価はかわるものである。第6表のように数量化した結果からそこに法則的なものを発見するのは困難である。

土地感の4分類、A家産的、B手段的、C資産的、D商品的という区分を、農家の所有する各筆について完全にあてはめることは実情に合わない。やはりある一筆の土地に対してAとB、あるいはBとCという二つの土地感を重複して持っている、そういう土地が沢山あるのが実態であった。したがって第6表でもA+B+C+Dはその農家の所有地の計よりは大きくなるわけである。報告者の想定ではA家産的土地は動かないものと考えたが、対象が耕地の場合には必ずしも動かない土地とはいえない。また、山林のうちの里山・裏山は家産的山林とみなされている場合が多いが、No1農家の事例のように、その一角が市街化区域に編入されてしまったために手放さざるをえないという場合もある。その点では宅地は家産的土地の代表、基本的地目であるという想定は実証された。調査農家の全てが、宅地は守り抜くと発言している。といっても、台帖上の地目が宅地となっていて、現に所有者の住居地ではないものがある。それらはC資産的土地と評価されている。

第6表をみると、全農家が家産的土地感をもつ土地を所有していることが確認できる。家産的土地の比重は各農家の間で様々であるが、I~III類の間に何か法則的なちがいがあるかというそれは速断しがたい。あえていうならば、(1)水田と畑地とを比較すると、水田の方が家産的土地の比重がたかい。(2)I類農家とII類農家を比較すると兼業化のすすんでいるII類農家の方が田畑の家産的土地の比重がたかい。

第6表 土地感別の面積分布

地 目 番 号	水 田					畑 地					山 林		宅 地
	A	B	C	所有 a	A %	A	B	C	所有 a	(A) %	A	C	A
1	80	109	40	159	50	30	80	13	87	38	80	25	19
6	66	40	29	137	47	20	40	4	64	31	87	-	7(12) ^C
14	55	60	15	76	72	30	50	4	54	56	35	-	13
24	58	60	-	70	83	50	80	-	80	63	44	-	15
34	54	54	-	54	100	14	23	10	24	58	※	-	23
39	14	-	-	14	100	22	28	4	35	63	96	※	35(4) ^C
計	327	263	84	510	64	166	301	35	344	48	342	25	112(16) ^C
3	18	20	D 2(2)	25	72	12	12	D 11(6)	23	52	-	D 4(27)	27(1) ^C
11	62	62	2	64	97	40	56	16	57	70	95	28	19(18) ^C
33	-	11	-	11	-	4	22	-	26	15	4	-	6
計	80	93	D 4(2)	100	80	56	90	D 27(6)	106	53	99	D 32(27)	52(19) ^C
17	-	17	D 22(30)	53	-	16	27	D 8(1)	20	80	12	5	11(1) ^C
28	20	20	-	20	100	-	6	6	6	-	-	17	3
37	-	-	-	-	-	19	19	-	19	100	28	-	5
計	20	37	D 22(30)	83	24	35	52	D 14(1)	45	78	40	22	19(1) ^C
合計	427	393	D 110(32)	693	62	257	443	D 76(7)	495	52	481	79	183(36) ^C

(注) A=家産的土地, B手段的土地, C資産的土地, D商品的土地

(1)の点については、本来「水田のムラ」であった田谷町については当然と思われる。田谷地区の現在の畑地のなかには水田から転換したものがかなりあるといえる。したがって、現状が畑地であっても土地感の対象としたときは昔の水田としてイメージされているのではないかと。もし、昔からの畑地についてAの土地を抜きだせば、水田と畑地とのAの比重はかわるかもしれない。

I類とII・III類とのちがいは、II・III類農家の多くが、これまでの間に次第に土地を手放してきて今日のII・III類農家になったものが多い。この土地を手放す順序が原則として家産的土地を最後に残すと考えられるので、II・III類農家のAの比重がたかくなると解釈される。今回の標本農家の

大半が農地改革前には地主兼自作ないし自作農であったので、地主・小作といった旧階層別の比較をすることができないが、自作層と小作層の間にも家産的土地の比重に差があったと考えられる。

この「土地感」およびその分類についての質問は、新しい用語であるから、その都度農家に説明をして調査したわけである。報告者自身が担当した4戸の農家の場合、その会話の過程で、農家は十分納得的であった。

- (1) 「土地感」について：農家は所有する土地のそれぞれについていろいろな「想い」をもっていることは確実である。その「想い」(思考)が、農家の諸行動の重要な根拠になっているといえてよい。
- (2) 土地の類型について：想定した四つのパターンの意味も了解した。I類農家の場合はC・商品的土地という表現はあまりピンとこないようにも思えた。貸家やアパートを建てた土地に対して、どのパターンの土地感をもっているかという点を田谷のようなどころでは明らかにすべきであったが、今回は報告者側でこれを資産的土地と考えてしまった。

IV-2 土地感と土地観

個々の農家の土地感と田谷地区の農家が共通している土地観との関係が明らかにしたい課題であったが、今回の調査では後者についてはとらえることができなかった。土地改良事業や地域指定などが問題になったときに、田谷の人たちが集って協議する場で、はじめて「田谷の土地観」が顕在化するであろう。ただ、調査対象農家の間に、自家の問題とともに田谷地区の問題を意識している農家と、田谷地区のことにはあまり関心をもっていない農家との差があるようである。調査農家の大半がムラの役付衆であったので、役目柄田谷のことを考えざるをえないというのが多いわけであるが、ムラ意識の一般的な低下は認めざるをえないであろう。No1・I家は田谷で最も伝統的な農業を専門的にやっているが、I家の話には田谷地区の問題意識が非常に強くでいた。

田谷地区のように、各種の行政上の線引きが錯綜しているところではムラ境の問題よりも線引きの線の方に次第に関心が移ってきている。このことは、村落連帯感を一層後退させて私権の主張を促進させていると思える。地域計画の手法のなかに一つの矛盾を含む問題点ではないかと考えられる。

IV-3 土地保有感と村落

作業仮説(I-3項)では農家と村落を相互規定的にとらえ、それを結ぶものとして土地保有の事実をあげた。したがって、「保有」という持ち方の意味について農家の共感をえることが絶対に必要であった。報告者は担当の4戸の農家についてこの点をとくに説明した。その結果、「保有」(長く持ちつづける)といういい方(たんなる所有と区別する意味で)について全ての農家の納得的共感をえた。彼等は「そうだ、そうだ」という。農家の気分としてあったものを「保有」という

言葉で引きだした感じであった。

「ムラとは何か」という設問に対して、農家は誰もうまく応えられないのが実状である。農家の人たちは、ムラに生れ、ムラで育っているので、ムラを肌で知っているのであるが、それを第三者に整理しては表現できない。これはまさに実態である。そのモヤモヤとした実態から、本質的なものを引き出すことが重要な調査課題である。

「お互いに、土地を持ちつづけていることを信じ合っている、仲がムラだ」と報告者は要約してどうだ？と問う。相手は「うん」と大きくうなずいて、「そうですネ、先生」と応えてくれた。Ⅵ-1・I氏は「ムラの者としての権利と義務」の存在を強調していた。しかし、村落総保有といった考え方は次第に低下してきているようである。調査対象が農業経営視点からの上層農に片寄っているので、相対的に昔の考え方に共感しているといえるが「田谷の家々」の大半にとっては総保有意識は諸々の「生活」行動には関係のないものになっているようである。ただ、村落（田谷）の領域すなわちムラ境意識ははっきりしている。したがって領域外の所有地（田谷、山林）については資産的土地感をもっているようである。しかし、それらにも各種の計画区域の規制があるから、条件のちがいで各農家の考え方は多様である。

保有する土地すなわち家産的土地感をもっている地目は宅地、山林、田畑であって、自分の土地を手放すとすると畑、田の順だと発言している農家があった。やはり家産的土地の中心は家屋敷地であり、つづいて宅地とその近くの裏山と田畑の一群の土地である。今日の田谷地区は土地利用の転換が一通り終り、やや落ち着いたところである。したがって調査農家の大半は土地をもう手放す意向をもっていない。1、2戸が売ってよい土地を若干もっていたにすぎない。

このように、田谷地区の場合、田谷の「家々」は土地所有ないし保有については、これ以上土地をどんどん手放すことは、もうおこらないであろうと判断される状況にある。しかし、序章・1節・(1)で述べたように、田谷の領域を自から保全していこうという意欲があるかという点についてはすでにかなり多様化してしまっているのではないと思われる。Ⅰ・Ⅱ類農家層とⅢ類およびⅣ類（55戸-40戸=15戸）の家々とはかなり領域保全意識に差異ができていたのではない。調査がⅢ、Ⅳ類層にまでおよんでないから具体的な比較はできないが、Ⅰ類農家との対話からそのように考えられる。

田谷の人々の土地保有観はまだ残っているが「土地保有」ということの村落社会における意味合いは昔とかなりちがってきている。このような「土地感」の激変は戦後（正しくは昭和30年代以降）にはじまったことである。したがって現在の家長達には個々の「家」保有感がまだ強く残っているが、世代の交替によってこれがどう変化するかが問題である。

第5章 意向調査の結果

V-1 設問の答の分布

横浜市南農協の田谷地区の正組合員は調査時で57名であった。今回はこの57名（戸）が昔からの田谷の人々（家々）であると想定して、この全戸に簡単なアンケート調査表を配布した。その結果、52戸分が回収された。これらの「家々」にはすでにいわゆる「農家」ではないものが十数戸含まれている。（Ⅵ41以下）。いふなれば前農家である（巻末付表Ⅱ参照）。

意向調査の内容（巻末参照）は簡単なものであるが、記入は良好であって記入もれは非常に少なかった。以下、各設問の答の総集計を表示しておく（第7表）。

I-2 村落の構成員である「家々」は多くの場合に各家が固有の家号をもっている。それで、家号の有無が田谷の「家」の指標となると考えられる。調査の結果では52戸中6戸が家号をもっていない。理由は明らかにできないが、総じて新しい「家」ではないかと思われる。

第7表 意向調査結果のI

設問番号	答の分布				符 号 説 明
	①	②	③	④	
I-2 家号の有無	46	6			①家号あり ②家号なし
Ⅱ-1 農耕の有無	31	21			①農耕をしている ②農耕をしていない
Ⅲ-1 収入の道	7	13	29	3	①農業経営 ②自営業 ③給料生活 ④定職なし
V-1 貸家の有無	37	15			①貸家あり ②貸家なし
Ⅵ-1 家産の有無	42	10			①家産的土地あり ②なし
Ⅵ-2 売地の有無	10	35	7		①手放したい土地あり ②なし ③不明
Ⅸ-1 所有地の場所	15	7	41	24	①地区外 ②市街化区域 ③農振地域 ④農専地区
X-1 世帯主と家長	6	46			①世帯主と家長とちがう家 ②同じ家
X-3 後継者職業	4	17	4	22	①農業 ②学生 ③自営業 ④被傭者
XI-1 線引き	17	32			①現状でよい ②改訂してほしい
XI-2 農専地区	18	16	18		①現状でよい ②要改訂 ③関心がない
XII-1 町内会	26	26			①町内会でよい ②ムラが必要
XII-2 ムラの要不要	33	17			①要 ②不要

Ⅱ-1 現在農耕をしているかどうかについては、21戸がすでに百姓をやめている。うち完全に

脱農している「家」は13戸で、8戸は自給菜園程度はやっている。現在の農家リスト（農家台帳）にのっている40までの「家」のうちで、8戸はすでに脱農している。脱農した時期は記入のない農家が5戸あるが、10戸が昭和40年以後にやめている（巻末付表Ⅲ参照）。耕作規模5アール以上という基準でみると、田谷町の農家戸数は32戸ということになる。さらに10アール以上とすると28戸である。したがって田谷のいわゆる農家戸数30戸前後とみるのが妥当と思われる。

Ⅲ-1 現在の各「家」の主な収入源を農業、その他自営業、給料収入に分けた場合、①農業経営と記入したのがわずかに7戸であった。標本調査のⅠ類農家が全て①型である。Ⅱ類農家3戸の方は②自営業2戸、③給料収入1戸で、Ⅲ類農家3戸も同様であった。

V-1 工場敷地へ耕地を売却したことを契機に貸家建設が一般化した様子で、貸家持ちの「家」が37戸もある。40までの農家らしい「家」の場合、7戸だけが貸家（家作）をもっていない。大半が家作収入をえている。農家の貸家業化が市街化前線の一般的傾向といってよさそうである。

Ⅶ-1 家産的土地感は全戸調査でも認められる。設問に対して42戸が家産的土地ありと答えている。地目および面積は所有する土地と必ずしも一致していないが、宅地（2戸借地）は全てが家産と考えていると判断できる。耕地について家産的土地「なし」とする「家」は全て脱農したものであった。農家と家産的土地感とは結びついているといえそうである。

Ⅷ-2 今日の状況で、手放してよい土地があるという農家は10戸であった。そのうちの6戸は田谷地区外に土地をもっている「家」である。農振地域、農専地区にある土地は手放したくても自由に処分できない。そのような3戸はいずれも現在の線引きの改訂を要望している。

Ⅸ-1 田谷地区は都市計画地域、農振地域、農専地区といった地区指定が交錯している。各「家」の土地もこれら各地区にまたがって分布している。当然、一番広い農振地域内にある土地が多い。問題は、土地処分が相対的に制約のない田谷地区外と市街化区域内の土地が農家の間で片寄っている点にある。

X-2 多くの「家」では世帯主と家長とが同一人格であった（46戸）。このうち女の家長は3名である。家長の平均年齢は53才でかなり高齢である。世代交代期には「家々」の性格がかなりかわり、脱農化が一層進展するであろう。

X-3 後継者の就業状況では農業就業者はわずかに4名であって、現在の7戸の専門的農家も将来は半減する可能性がある。被傭就業が22名で圧倒的に多い。就業前の若い後継者が17名もいるが、どうも専門農家は減ることはあっても増すことは期待できない。

X-1・2 都市計画線引きと農専地区の境界について「家々」の意見はかなりはっきりと分かれている。線引きを是とするもの17戸に対して要改訂は32戸であった。Ⅰ類農家7戸中6戸が是とする意見で、Ⅱ類農家は①と②に分かれている。Ⅲ類農家、前農家層では要改訂の意見が圧倒的に

多い。農専地区については、Ⅲ類・前農家に無関心組が多い。Ⅰ類農家は全戸が農専地区を認めている。今回は、農専地区に関係している農家を区別できなかったが、関係農家の大半は①と答えていると思われる。

XII-1・2 地域住民生活上の組織として、町内会（自治会）とムラとの要・不要を問うた結果は半々ということになった。ムラ不要の意見は農家らしい「家」の方に多少片寄っているが、必ずしもⅢ類農家・前農家層にムラ不要の意見が多いとはいえない。農業の立場からのムラの要不要については、ムラが必要という答が圧倒的に多い。ここではⅠ・Ⅱ類農家の大半がムラを必要と考えている。

V-2 家・土地

D 市街化前線地域にあっては都市化の進行によってつぎのような事態が原則的に進行するといえよう。

- (1) 在来の農業的利用の土地が都市的利用（住宅、工場敷地、道路等施設用地）に転換して、農・林地が縮小する。
- (2) 多くの場合に都市的土地利用の転換は土地所有者（地主）の変化すなわち地権者の転換を伴う。村落の「家々」は益々小・零細地主化する。
- (3) 家族労働力の脱農化が促進されて、原則として賃金労働者化する。すなわち土地持ち賃労働者層が増加する。それと裏腹に農業就業人口が減っていく。
- (4) したがって、地元農業は農用地面積の減少と土地利用の粗放化とを伴いながら、農業経営の単作化が促進される。
- (5) 農業的土地利用所得の相対的縮小化を農家自身が所有地の非農業的利用によってカバーする。貸家業化がその典型である。

以上、(1)~(5)の原則的動向の田谷町における一側面を第8表に示しておく。資料がちがうので数値の差の詳細を問題にできないが、昭和44年の所有地面積を基準にして比較すると、田谷の「家々」の耕地所有の縮小化、耕作規模の零細化、土地利用の粗放化の動きがほぼ上述の原則通りに進行していることが認められよう。

意向調査でとらえた52戸の「家々」についてみると、現在の水田所有は31戸、1戸平均35アール、畑地の方は所有41戸で、1戸平均23アールである。耕地所有戸数は43戸で、1戸平均所有面積が48アールになる。45年ごろは1戸平均63アールであったから、この間にかなりな土地手放しがみられたことになる。農耕規模の縮小化もはっきりしている。意向調査の結果によると、水田作1戸平均29アール、畑作の方は1戸平均18アールと非常に小規模になった。こうした農耕規模の縮小化は不耕作地の増加を伴って進行していると考えられるのであって、まさに農

業生産活動の衰退である。

第8表 田谷町の耕地

台帖地目と現状地目とのくいちがいが多いので、明確な実態を数量的にとらえることはむずかしいが、貸家業を兼業している37戸について意向調査をまとめると、貸家をたてた土地地目の件数の多い方から例示すると、水田-10、畑地-7、山林-5、耕地と山林-6、田と畑-4、宅地4、地区外1ということになっている。これらの総面積がどれほどになるのか全くわからないが、1ヘクタールを越えることは確実であろう。土地の生産的利用から不動産

指 標	田	畑	計(a)	比較(b)	
(1) 44年	1) 自作地	1,384	1,068	2,452	94
	2) 貸付地	105	46	151	6
	3) 所有地	1,489	1,114	2,603	100
(2) 45年	1) 自作地	1,403	978	2,381	92
	2) 貸付地	104	34	138	5
	3) 所有地	1,507	1,012	2,519	96
(3) 50年	1) 耕作地	932	928	1,860	71
	4) 不耕作地	135	212	347	13
	5) 計	1,067	1,140	2,207	87
(4) 51年	3) 所有地	1,087	947	2,034	78
	1) 耕作地	834	630	1,464	56

(注) (1), (2)は「農家台帖」資料から、昭和40までの合計、(3)は50年度の農業委員会への申告資料の合計、(4)は「意向調査」の結果の合計

所得的利用への転換は市街化前線における農家(地主)の合理的対応と認めざるをえない。今日の土地利用規制のもとではこれ以上のこの種の転換は押えられているが、不動産所得が安定した所得を保障している実情からみると、たんなる公式的な規制にも問題がある。

2) I-4とI-5項で展開した作業仮説的な想定が今回の意向調査で実証されたであろうか。

I-4項では農家と村落の相互規定について述べた。土地について、ムラ総保有観と私的保有観とが併存しているといったが、田谷町の現状では、かなりの農家(前農家を含む-57戸)がムラ総保有観を捨て去ろうとしているかにみられる。しかし、住友電気へまとめて土地を手放したところにはまだかなり強くムラ総保有観をもっていたのではないか。このような実態をアンケート法で直接明らかにすることはできない。きわめて間接的あるいはこじつけ的であるが、「ムラ」組織の要・不要という判断の分化を認めるならば、総保有的連帯意識は次第に薄らいできていると思う。

I-5項で述べた考え方を是認した場合、田谷町のような市街化前線地域にあるムラは、非農業活動によって比較的容易に所得をえられる環境にあり、しかも日常生活条件も便利になってく

るので、ムラを去ることなく、いわゆる「生活」の向上が実現できるようになる。そこで、住居地は昔からの家屋敷地にかまえたまま、新しい環境に対応して生きていけることになる。50数戸の「田谷の家々」(農家)のうち、20戸近くが事実上「百姓をやめて」も「ムラの家」としてのつきあい(集団)を一応はつづけている。それは一般の町内会・自治会とはちがった「ムラ寄せ合い」として生きているようである。

このような状態は村落の変質過程にとって不可避的なものか容易に判断がつかないが、ほゞつぎのように要約できないか。

- (i) 昔からの宅地に住み生活しているかぎり「田谷の家々」である。したがってムラの正メンバーとして総寄せ合いに出る権利と義務はある。
- (ii) しかし、日常的「生活」様式としてはすでに百姓をやめたのであるから、ムラの仕事でも百姓(農耕)にかかわることについては責任をもちたくない。あるいはあまり関心がない。
- (iii) とはいえ、田谷領内の「土地と水」の問題については正メンバーとしての権利は留保されており、発言もする。

以上の(i)~(iii)が脱農的「ムラ人」・「ムラ家」の考え方であり行動規準ではないか。これに対して、I・II類農家層は積極的に伝統のムラの存続の必要を強くいっているようである。

3) 「意向調査」(アンケート)の対象を現在の農協組合員(名簿上)としたことはいわば便宜的な対応である。II-1項で述べたように、田谷の代表者(支部長)の話では、以前から「田谷55戸」といっていたという。一方で、田谷の素封家が1戸ムラを去ったという話もある。今回のアンケートで「百姓をやっている」と答えたのが31戸であるが、横浜市の調査(B)の対象農家30戸のうち、III類農家の1戸がやめており(昭和25)、調査(B)で対象外にしたが1戸(昭和38)百姓をやっていると答えている。昭和45年

度には一応農家台帖にのっていた40戸のうち、約8戸は脱農してしまっている。脱農即ムラの軽視ということにはならないが、少なくとも、ムラ意識がたかまることはないといえよう。そうだとすると、田谷ムラにとっては、脱農化現象が今後ともどのように進展するかが大きい問題点となる。

一方、田谷地区の農業の展望ということになると、少なくとも高度経済成長という環境では急速に縮小してきた。それは農地

第9表 類型別耕作規模動向

類型	作別	年度		
		(1) 45年	(2) 50年	(3) 増減
I 戸 (7)	田作	77.9	53.6	82
	畑作	56.6	60.0	106
	計	134.3	113.6	85
II 戸 (3)	田作	24.1	29.8	123
	畑作	33.8	31.1	92
	計	57.9	60.9	105
III~ 戸 (3)	田作	23.5	15.2	65
	畑作	14.0	11.0	79
	計	37.5	26.2	70
耕作中止戸数		田作(-)8戸、畑作(-)6戸		

の非農地化過程を中心としてきたが、それと並行して他地区の農家の入作の増加というかたちもあった。したがって、田谷の「家」の行き農業は縮小の一途をたどってきた。その概況を第9表に表示した。専門的農家であるI類農家も昭和45～50年の間に耕作規模を縮小している。この動きは農専地区の設定で、縮小の下限を画して阻止できるともいえるが、低成長期に移り、各農家がどのように対応するか、いまのところは容易に判断できない。結局は、田谷の「家々」の土地感と農業感がどのような実態で推移するかを明らかにしなければ、この問題は解明できない。

計画的都市農業の形成あるいは育成が、本当のところ、「何をねらっているのか」がもう一度再検討されなければならないと思うが、市街化区域ないしは市街化前線地域における現存農家（正確にはムラの「家々」）がもっている土地感と農業感との実態をとらえることがいづれにせよ、行政にとって必要な情報ではないか。

終章 農業・農家の存続

1. 報告の要約

1) 課題：計画的都市農業の育成と存続に必要な情報として、関係地域の農家（都市農家）の土地との関係の実態把握が重要であるという問題意識をもって、横浜市戸塚区田谷町を調査対象として、事例調査を行なった。

2) 作業仮説：農家の土地感

土地は人間（生物）の生きていく土台であって、全ての人間は土地に対して何等かの考え・評価などをもっている。いかえると、土地に対する諸々の「想い」を土地感ということにした。この調査では、農家の土地感の実態を明らかにすることをねらった。

農家の土地についての評価は多彩であろうが、それを整理すると、(1)家産的土地感、(2)手段的土地感、(3)財産的土地感（資産的・商品的）に類型化できる、と想定した。

農家の所有し、利用している各種の土地のなかで、(1)家産として評価している土地は固定的、すなわち相対的に動かない土地であり、(2)手段的、(3)財産的土地の方は増減すると考えられる。別のいい方をすると、家産的土地は市場メカニズムの域外にある土地で、手段的、財産的土地とくに商品的土地感で扱われている土地は資本主義セクターにある土地ということになる。

もし、こうした仮説が調査によって実証されるとすれば、土地利用の転換、所有権の移動を伴う地域開発計画にさいして、上述の土地感類型別の土地分布の実態は計画にとってきわめて重要な情報となる、と考えた。

3) 農家と村落の概念規定：農家を、農業を生業として営んでいる経済主体と理解するならば、その営農の有無によって農家を規定するのは妥当な考え方である。これまでの農家の規定は統計調査上の定義をそのまま採用していた。しかし、農家が営農を縮小して遂には営農をやめた場合、それを非農家と判断してしまうのにはいろいろと問題がある。また、農家を営農の側面だけでとらえていたのでは、農家が生活している村落との関係がはっきりしない。

この調査では、農家を、生活し存続しつづけている生物個体（職経済主体）と考え、その個体の環境として村落を想定して、農家と村落を「主体と環境」とのとらえ方と全て同じ発想でとらえることにした。その場合に、農家の土地保有感と村落総保有観という概念、すなわち、所有といささかちがった保有という持ち方を重視して、農家と村落とを規定した。

この考え方では、営農という所得活動をやめた家も、土地を保有しているかぎり村落社会の成員であると理解できるので、伝統の村落は存続していることになる。そこで、農家の土地保有感の変化を調査することによって、村落社会の変貌を知ることができると考えた。

4) 調査地区の田谷町は旧田谷ムラであって、その領域は約100ヘクタール、土着の「家」数は約55戸の村落である。現在の居住戸数は約450戸、農耕地20ヘクタールであって、昭和40年代に急激な市街地化現象が浸透したところである。田谷地区自体が市街化・調整両区域で分断され、また一部に農専地区が設定されている。まさに典型的な市街化前線地域である。

調査は、標本農家(12戸)の訪問聴取調査と田谷町の家々(57戸)のアンケート調査との二つの方法で行なった。

標本調査の結果、前述の作業仮説であげた農家の土地感の所在をほぼ実証できた。たとえば、水田では、(1)家産的土地44%、(2)手段的土地41%、(3)資産的土地12%、(4)商品的土地3%であった。所有水田の合計が693aで、上述の土地感類型は一筆の土地について重複しているものがあるので、各類型の合計は962aになっているが、水田の6割強が家産的土地と評価されている水田であって、農家は手放すことを考えていないと理解される。このような家産的土地は畑地、山林にもあり、宅地の大半は家産的土地とみていた。(第6表)

土地を持つときの持ち方について、たんなる所有とちがう意味をもった「保有」と表現した持ち方について、調査対象農家の共感をえた。農家の伝統的土地感には、保有的持ち方すなわち保有感が実在していると判断してよい。しかし、以前に比較すれば保有している土地は減少しつつあり、そのような土地感自体が農家の人々の土地感のなかで後退しているといつてよいのである。

意向調査では、田谷ムラの正メンバーとみられる50数戸の「家々」についてそのあらしを知ろうと試みた(第7表)。今日のところ、「農家らしい家々」すなわちある程度営農をやっているのは約30戸であった。純専業農家は皆無に近いが、自から営農を主・本業としていると答えた「家」は7戸であった。これらもこれまでの間に農業規模を縮小して、その代りに貸家業をはじめている。兼業農家層にも貸家業をやっているものが多く、57戸中37戸が家作をもっている。

家産としての土地の有無を質問した設問に対して42戸が「有」と答えている。その大半が宅地である。家産的土地感すなわち土地保有という意識をもちつづけていることを、お互いに認め合っている「家々」が田谷ムラの成員であるという考え方は今回の意向調査でほぼ実証されたと考えている。

2. ムラの存続

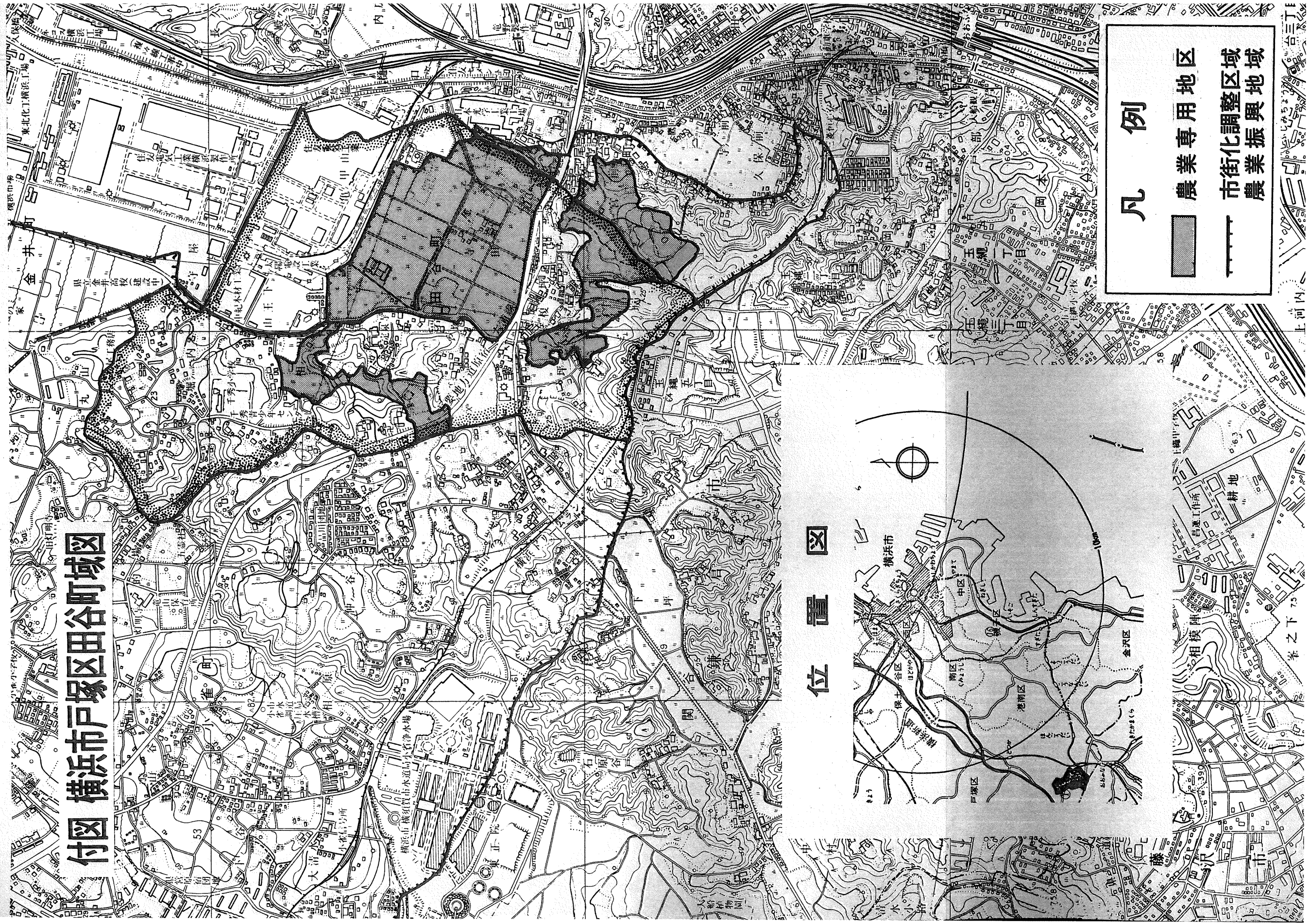
田谷町地区について、一般概況調査、標本調査、アンケート調査のいずれの調査からも、今日、昔からの「田谷ムラ」すなわち田谷という村落は実在していることが実証された。田谷ムラはたし

かに「在子」が、昔のムラとはかなりちがっている、すなわち変化していることも事実のようである。しかし、その変化がどういう変化か、そしてこの変化が将来どうなるのか、いいかえれば、田谷ムラは遂に消滅してしまいう方向に変化しつつあるのか、あるいはムラは存続するのだが、その内容が逐次かわりつつあるのだと理解すべきなのか、これらの問題については、今回の調査では殆んど解明できなかった。とくに、計画的都市農業を「農専地区制度」という行政的手法で設定してもそれを存続せしめるために伝統の村落というシステムをどう評価するのかという問題は重要な課題であるにもかかわらず、残念乍ら積極的な提言をすることができない。理論的あるいは実証的な論証はできないが、田谷町のかなりの「家々」(家長)の意見では、今後ともムラは必要である、とくに農業を営むうえには是非とも必要のだという考えのようである。それでは、どういう意味であるかは理由からムラが必要かと問えば、田谷の人々も、われわれが納得できるようには答えられないのである。報告者のこれまでの理解では伝統のイナ作農業をやるかぎりはムラが必要であろうが、イナ作以外のいわゆる施設農業に重点を移す経営を指向するのであれば、ムラは存在しなくてもよいのではないかと考える。しかし、田谷の農家(兼業農家を含む)は依然としてイナ作を基調としている。少なくとも、イナ作については現在のやり方を将来ともつづけようとしているのであろう(6割の家産的水田の存在に注目)。そのことがムラの必要を主張することになると理解される。

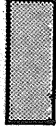

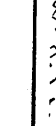
にもかかわらず、田谷ムラはその大勢としてはムラの変質・崩壊の方向に動いてきているとみられる。計画的都市農業という場合、田谷町のようなところでは、水田・イナ作農業のかたちで「農専地区」空間が保全されていけばよいと判断するならば、行政は「イナ作とムラ」との関係をとらえて、ムラの崩壊を阻止するような行政的テコ入れを計るべきではないか、という理屈になる。他方、田谷地区の地区農業を守る主体はI類農家層(7戸)であろうから、このI類農家の農業経営が発展できる条件の形成に行政的努力を払うべきであろう。また、家産的水田を保有していくためにイナ作をつづけている、といった消極的なイナ作態度をもっている農家層と脱農化してしまった「家々」と、I類農家たちとはムラ意識において次第に分化していく傾向がある。この点の調整についても行政が常に注意を払う必要がある。

地域計画制度上、田谷地区はかなりの利用規制が効くかたちになっている。ところがこの規制が個々の農家の土地をめぐる自由度に格差を生みつつあることも事実である。田谷領という伝統的な連帯意識の土台を地域計画制度が崩してしまったことを、今後の行政は十分に考慮して対応していくべきと考える。

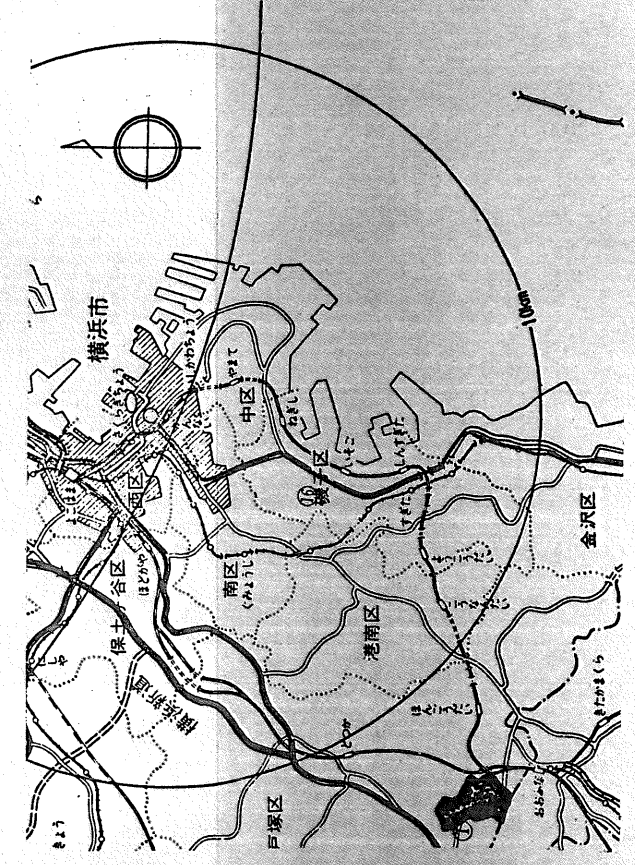
付図 横浜市戸塚区田谷町区域図



凡例

-  農業専用地区
-  市街化調整区域
-  農業振興地域

位置図



付表 I - (1)

農 家 概 況

(A) 台帳	(B) 調査	(C) (調査)	(D) 準農家	宅 地		水 田		畑 地		沼 地	山 林	不耕作地(50年)	
				A	A'	A (47年)	A'' (50年)	A (47年)	A'' (50年)			田	畑
1	1-I	○		1,887㎡	1,600	15,949	10,421(-)	8,702	7,102(-)	1,239	37,049	698	1,346
2	11			△257	597	1,061	2,933(+)	1,830	1,803	-	-	-	-
3	8-II	○		2,885	3,000	2,503	2,154(-)	2,381	1,007(-)	-	30,855	198	574
4			米	733	826	2,557	-(-)	-	-	52	951	-	-
5			米	525	1,197	-	955(+)	145	-	912	-	-	-
6	2-I	○		1,973	859	13,685	9,139(-)	5,262	6,858(+)	3,748	8,777	198	26
7	12		米	575	1,553	-	-	-	6,946(+)	-	-	1,533	257
8	13			△561	500	1,248	500(-)	-	400(+)	-	-	2,038	105
9	14		米	△212	990	3,583	3,583	3,813	3,873	-	-	-	-
10	15			1,422	1,157	5,489	5,080(-)	801	409(-)	-	6,602	-	-
11	9-II	○		2,964	2,975	6,438	5,675(-)	5,704	5,706	-	12,360	631	-
12			米	5,357	3,914	2,064	2,064	889	1,017(+)	-	6,641	-	595
13	16			923	408	1,768	1,730	-	413(+)	-	-	-	-
14	3-I	○		1,381	1,057	7,646	7,719(+)	5,414	5,412	786	3,586	-	-
15	17		米	799	892	1,440	1,440	1,780	1,212(-)	-	-	-	-
16			米	832	826	4,787	4,014(-)	1,219	1,079(-)	-	807	707	546
17	18-III	○		1,106	1,573	5,307	3,114(-)	2,715	441(-)	-	12,625	211	3,662
18	19			1,075	1,323	1,927	1,927	4,117	3,522(-)	-	2,159	-	-
19			米	△337	-	-	-	-	62	-	19	-	-
20				1,049	2,085	4,797	-(-)	6,892	1,117(-)	-	8,559	2,007	6,965

(単位:㎡)

【注】

(A) (B) (C) (D)
 A欄は(A)台帳の数値、A'欄は台帳(四六年)の数値。
 △は借用宅地又は女子名義の土地
 準農家は生産班長の判断による「農家らしくない」農家(米)
 (調査)は今回の標本農家(Ⅰは六戸、Ⅱは三戸、Ⅲは三戸)
 調査は四七年緑政局調査の対象農家
 台帳は農業委員会、農家台帳の登録農家(四五年、五〇年)

付表 I - (2)

(單位: m²)

(A) 台帳	(B) 調查	(C) 調查	(D) 準農家	宅地		水田		畑地		沼地	山林	不耕作地(50年)		【貸付】 (小作)
				A	A'	A(47)	A''(50)	A(47)	A''(50)			田	畑	
21	20		米	998	1,096	3,321	3,321	1,461	1,461	-	2,609	-	-	-
22	4-1			4,007	1,937	10,795	5,567(-)	7,588	8,531	-	20,866	100	1,955	-
23	21		米	585	585	1,144	1,029(-)	-	-	-	-	115	-	-
24	5-1	○		1,567	991	7,060	7,060	8,961	8,961	-	4,486	292	-	-
25	22		米	1,453	1,388	-	-	350	942(+)	-	346	-	-	-
26	23		米	1,677	1,388	554	491(-)	1,222	1,822(+)	-	1,990	-	-	-
27	24		米	415	628	290	-(-)	352	536(+)	-	-	-	-	-
28	25-III	○		△ 327	495	2,001	2,001	624	-(-)	-	1,748	-	624	-
29			米	3,214	3,286	95	-(-)	2,931	-(-)	-	7,114	95	3,633	-
30			米	1,612	1,057	-	-	463	736(+)	-	92	-	304	-
31	26		米	643	991	2,163	2,163	1,677	677	-	3,502	-	-	-
32	27		米	546	1,165	1,336	1,336	747	747	-	1,715	-	-	-
33	10-II	○		△ 628	-	1,117	1,117	2,085	2,619(+)	-	4,404	-	-	-
34	6-1	○		2,229	2,975	540	1,560(+)	2,382	882(-)	-	92	-	1,512	-
35	28		米	2,286	2,975	2,010	1,52(-)	356	356	-	1,133	1,938	-	-
36			米	344	-	2,920	-(-)	171	726(+)	-	-	2,920	45	-
37	29-III	○	米	509	694	-	-	1,984	10,301(+)	289	1,685	-	-	-
38				549	661	709	250(-)	760	64(-)	-	-	459	-	-
39	7-1	○		4,275	892	143	752(+)	3,572	4,305(+)	-	164	108	128	-
40	30		米	2,473	1,963	2,135	1,374(-)	1,484	1,316(-)	-	-	-	-	-
計	30	1 2 1	2 1	55,425	50,404	120,579	90,621	90,734	93,940		154,439	14,245	22,277	

意向調査対象農家の耕地所有状況（農家台帳による）

（単位：㎡）

通 番 号	田(44年)		田(45年)		畑(44年)*		畑(45年)		50年度申告		不耕作地	
	自作	貸付	自作	貸付	自作	貸付	自作	貸付	田作	畑作	田	畑
①	10,325	4,528	19,325	4,528	7,703	519	7,703	519	10,421	7,102	698	1,346
2	3,020		3,020		1,814		1,814		2933	1,830		
③	2,103	200	2,103	200	2,518	523	2,518	523	2,154	1,007	198	574
4	2,727		2,727		1,322		1,322		2,557	-		
5	1,309		1,309		-		-		955	148		
⑥	9,001	2,016	9,001	2,106	9,426		9,426		9,139	6,858	198	26
7	4,320	617	3,508	617	4,510		4,510		-	6,946	1,533	257
8	2,105		2,105		921		921		500	400	2038	105
9	3,728		3,728		4,617		4,617		3,583	3,873		
10	1,529		1,529		2,800		2,800		5,079	409		
⑪	5,128		5,128		6,122		6,122		5,675	5,706	631	
12	1,228	709	406	709	229	600	229	600	2,064	1,017		595
13	1,704		1,704		502		502		1,730	413		
⑭	9,603		9,603		5,328		5,328		7,719	5,412		
15	1,925		1,925		1,124		1,124		1,440	1,212		
16	5,505		5,505		2,113		2,113		4,014	1,079		
⑰	6,004		5,320		2,113	406	2,113	406	3,114	441	211	3,662
18	2,310		2,310		1,805		1,805		1,927	3,522		
*19	310	1,016	310	714	19		19		-	62		
20	7,110		4,811		5,602		5,110		-	1,117	2,007	6,965
21	4,014		4,014		1,710		1,606		3,321	1,461		
22	8,500	320	8,500	1,320	5,914	214	5,300		5,567	8,531	100	1,955
23	2,111		1,522		1,002		328		1,029	-	115	
⑳	8,101		8,101		5,614		5,614		7,060	8,961	294	
25	2,016		1,008		406		406		-	942		
26	2,811		2,811		1,115		1,115		491	1,822		
27	805		805		225	323	225		-	536		
㉑	2,826		2,826		911		704		2,001	-		624

29	112	801	112	600	1,805	1,113	1,805	902	-	-	95	3,633
30	521		521		920		920		-	736		
31	1,911		1,524		1,007		1,007		2,163	677		
32	4,316		4,316		2,011		1,609		1,336	747		
⑳	1,502		1,502		2,611		2,307		1,119	2,619		
㉑	2,905		2,905		2,224		2,002		1,560	882		1,512
㉒	3,409		3,107		1,329		3,107		152	356	1938	
36	1,910	310	1,910	310	717	423	717	423	-	726	2920	45
㉔	1,815		1,815		3,421		3,421		-	1,301		
38	713		713		1,128		1,128		250	643	459	
㉖	2,117		1,909		4,609	502	4,300	502	752	4,305	108	128
40	3,307		3,307		2,918		1,418		1,374	1,316		
41	-		-		1,209		709					
42	409		409		817		817					
43	823		823		622		-					
44	-		-		1,002		503					
45	518		518		1,007		1,007					
46	-		-		726		726					
*47	310		310		-		-					
48												
49												
*50												
*51												
52												
53												
54												
55												
*56												
57												
合計	138,459	10,517	140,355	10,395	106,855	4,623	97,840	3,373	93,179	92,803	13,543	21,299

〔注〕 通番号の○は標本農家、*はアンケート調査表の未回収農家

意向調査結果

付表Ⅲ-(1)

番号	宅地 (坪)	母屋 (坪)	家 号	貸 家	所有地 (アール)				家土 産 的 地	農 耕	耕作地				類 別
					田	畑	計	山林			田	畑	計 (アール)	ハウス (坪)	
①	911	51	○	○	150	52	202	800	○	○	100	80	180	20	I
2	200	25	○	-	29	17	46	-	○	○	29	17	46	-	Ⅲ
③	100	48	○	○	26	10	46	30	○	○	20	15	35	-	Ⅱ
4	250	45	○	○	-	-	-	-	-	S ₄₅	-	-	-	-	-
5	300	35	○	-	-	-	-	8	-	S ₄₈	10	-	10	-	-
⑥	206	45	○	○	120	66	186	130	○	○	80	60	140	-	I
7	174	50	○	○	-	40	40	130	○	○	-	20	20	-	Ⅲ
8	180	38	○	-	20	4	24	20	○	○	5	4	9	-	Ⅲ
9	300	40	○	○	30	5	35	15	○	○	30	5	35	-	Ⅲ
10	155	42	○	○	28	6	34	52	○	○	23	3	26	-	Ⅲ
⑪	300	56	○	○	53	60	113	130	○	○	53	32	85	-	Ⅱ
⑫	1,000	57	-	○	20	16	36	-	-	S ₃₀	-	-	-	-	-
13	288	31	○	○	17	3	20	-	○	○	17	-	17	-	Ⅲ
⑭	300	60	○	○	30	50	80	40	○	○	75	50	130	-	I
15	150	50	○	○	15	5	20	-	○	○	15	5	20	-	Ⅲ
16	180	43	○	-	50	60	110	12	○	○	40	6	46	-	-
⑰	450	65	○	○	50	30	80	1,000	○	○	15	10	25	-	Ⅲ
18	248	51	○	○	18	15	33	20	○	○	18	10	28	-	Ⅲ
20	400	47	○	○	30	70	100	90	○	○	10	10	20	-	-
21	300	40	○	○	30	15	45	20	○	○	30	15	45	-	Ⅲ
22	300	45	○	○	80	100	180	200	○	○	45	50	95	100	I
23	150	50	○	-	9	-	9	-	○	○	9	-	9	-	Ⅲ
⑳	200	50	○	○	60	90	150	50	○	○	70	80	150	150	I
25	175	45	-	○	-	10	10	2	-	S ₄₇	-	-	-	-	Ⅲ
26	150	35	○	○	-	10	10	7	○	○	-	10	10	-	Ⅲ
27	145	36	-	○	-	4	4	-	-	S ₄₉	-	4	4	-	Ⅲ
㉑	300	43	○	-	20	9	29	18	○	○	20	9	29	-	Ⅲ

番号	主な収入源				家長 年令	後継者 の就業	家族員数			線 引 き (Ⅹ-1)	農 要 改 訂 (Ⅹ-2)	町 内 会 成 (Ⅹ-1)	村 必 落 要 (Ⅹ-2)
	農経	自営	給料	無職			男	女	計				
①	○				78*	農 業	4	2	6	-	-	-	○
2			○		48	学 生	4	3	7	-	-	-	○
③		○			75	勤 人	4	2	6	○	○	○	-
4		○			36	小学生	2	3	5	○	③	-	○
5			○		75	勤 人	2	4	6	-	③	-	○
⑥	○				71	農 業	3	5	8	-	-	-	○
7			○		69	勤 人	3	3	6	-	③	○	○
8			○		53	自営業	2	2	4	○	○	○	-
9	○				58	勤 人	2	1	3	○	-	-	○
10			○		52	勤 人	3	3	6	○	○	○	-
⑪		○			43	学 生	2	2	4	○	-	-	○
12			○		66	学 生	1	2	3	-	-	-	○
13			○		49	学 生	2	3	5	-	-	○	-
⑭	○				44*	学 生	5	2	7	-	-	-	○
15			○		47	学 生	2	4	6	-	-	○	○
16		○			43	小学生	2	2	4	○	○	○	○
⑰		○			62	勤 人	2	1	3	○	-	○	-
18			○		48	学 生	3	2	5	○	○	○	-
20			○		28	小学生	3	2	5	○	○	-	○
21			○		43	学 生	3	4	7	○	○	○	○
22	○				71	農 業	5	2	7	-	○	○	-
23			○		53*	勤 人	1	2	3	-	-	-	○
⑳	○				53	農 業	4	3	7	○	-	-	○
25			○		65	勤 人	2	4	6	-	③	○	-
26			○		51	学 生	3	3	6	-	-	-	○
27					62	勤 人	2	2	4	○	③	○	-
㉑			○		60	勤 人	5	2	7	○	-	-	○

付表Ⅲ-(2)

番号	宅地 (坪)	母屋 (坪)	家貸 号家	所有地(アール)				家賃 的土地	農 耕	耕作地				類 別		
				田	畑	計	山林			田	畑	計 (アール)	ハウス (坪)			
29	315	38	○	○	-	24	24	65	○	S ×44	-	-	-	-	-	
30	270	41	-	-	-	7	7	-	-	×	?	-	7	7	-	-
31	700	50	○	○	20	10	30	50	○	○	20	10	30	-	Ⅲ	
32	120	57	○	○	10	10	20	-	○	○	10	10	20	-	Ⅲ	
33	190	55	○	○	21	35	56	-	○	○	21	35	56	-	Ⅱ	
34	450	30	○	○	20	25	45	-	○	○	20	25	45	-	Ⅰ	
35	* 5	68	○	○	21	5	36	-	○	○	21	5	26	-	Ⅲ	
36	150	45	○	○	4	(ハウス) 5	9	-	○	S ×45	4	4	8	40	-	
37	450	40	○	○					○	○					Ⅲ	
38	130	16	○	○	-	2	2	1	○	○	-	2	2	30	-	
39	200	45	○	○	10	35	45	-	○	○	10	35	45	-	Ⅰ	
40	300	35	○	○	14	5	19	-	○	○	14	5	19	-	Ⅲ	
41	170	36	○	○	7	3	10	-	○	S ×48	-	1	1	-		
42	130	35	○	-	-	-	-	-	○	S ×35	-	-	-	-		
43	300	45	○	○	10	10	20	10	○	S ×45	-	-	-	-		
44	100	25	-	○	-	10	10	-	-	×	?	-	5	-	-	
45	120	26	○	○	-	-	-	3	○	S ×42	-	-	-	-		
46	150	35	-	-	-	0.8	0.8	-	-	S ×36	-	*	*	-		
48	(60)	20	○	-	-	-	-	-	○	S ×30	-	-	-	-		
49	300	33	○	○	-	-	-	-	○	×	?	-	-	-		
52	160	32	○	-	-	1.5	1.5	1.3	○	S ×38	-	-	-	-		
53	200	40	○	-	-	-	-	-	○	S ×35	-	-	-	-		
54	72	51	○	-	-	11	11	-	○	×	?	-	*	*	-	
55	150	32	○		-	-	-	30	○	S ×40	-	-	-	-		
57	180	20	○	-	2	-	2	12	○	×	?	-	-	-		

番号	主な収入源				家年 長令	後継者 の就業	家族員数			線 引 き (XI-1)	要 改 訂 (XI-2)	農 専 (XI-2)	要 改 訂 (XI-2)	町 内 会 (XI-1)	賛 成 (XI-1)	村 落 (XI-2)	必 要 (XI-2)
	農 経	自 営	給 料	無 職			男	女	計								
29		○			55	在 宅	3	1	4	○	○	-	-	○			
30				○	80	学 生	3	1	4	-	③	-	-	-			
31			○		49	勤 人	1	3	4	○	③	○	○				
32			○		52	勤 人	4	1	5	○	○	○	○	-			
33			○		54	勤 人	5	3	8	-	-	○	○				
34			○		52	勤 人	2	3	5	○	③	-	○				
35			○		55	勤 人	2	2	4	○	③	○	○				
36		○			55*	自 営 業	2	4	6	○	③	-	○				
37		○			56	学 生	2	2	4	○	-	-	○				
38			○		57	勤 人	3	3	6	○	○	○	○	-			
39	○				60	自 営 業	3	1	4	○	○	-	○				
40					61	勤 人	2	1	3	-	-	-	○				
41			○		41	小 学 生	1	2	3	○	③	-	○				
42			○		47	学 生	3	2	5	○	○	-	○				
43			○		80*	勤 人	1	4	5	○	-	-	○				
44		○			74	勤 人	1	1	2	○	③	-	○				
45			○		51	在 宅	1	3	4	○	③	○	○				
46			○		52	勤 人	3	2	5	○	○	○	○	-			
48		○			52	?	1	2	3	-	③	-	○				
49		○			66	?	3	1	4	○	○	○	○	-			
52			○		29*	勤 人	3	3	6	○	○	○	○	-			
53				○	67	勤 人	2	4	6	○	③	○	○	-			
54		○			49	学 生	2	2	4	-	③	○	○				
55		○			42	?	2	5	7	○	③	○	○	?			
57			○		41*	勤 人	3	3	6	○	③	○	○	-			